

議会運営委員会の概要

1 12月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和2年12月定例会追加提出案件」により説明があり、また、補正予算の概要説明については、本日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会で行う旨の説明があり、了承された。

2 12月定例会日程の変更（案）について

- ・議事調査課長から、資料「令和2年山形県議会12月定例会日程（変更案）」により、本日の本会議の変更点（追加議案上程、知事説明、関係常任委員会付託、請願関係常任委員会付託）についての説明があり、了承された。

3 山形県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- ・議事調査課長から、本日の本会議で行われる標記選挙については、資料「山形県選挙管理委員会委員及び同補充員選挙候補者」に記載の方々が、議長から指名されることとなる旨の説明があり、了承された。

4 議事日程第4号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

5 その他

（1）山形県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定について

- ・議長から、12月11日に、県議会の新型コロナウイルス感染防止対策に関する検討結果として、県議会危機管理委員会の正副委員長より、資料「山形県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（案）」の提出があった旨の報告があった。
- ・加賀委員長から、案のとおりマニュアルを定めることが諮られ、了承された。

(2) 山形県行財政改革推進プラン 2021 (仮称) の骨子 (案) について

- ・総務部長から、資料「山形県行財政改革推進プラン 2021 (仮称) の骨子 (案) について」等により説明があり、了承された。

(3) 県職員の飲酒を伴う会食・会合の開催及び参加の自粛について

- ・島津委員から、今回追加提案された夜間営業の飲食店等への支援も重要だが、現在自粛となっている飲酒を伴う県職員の飲食店等の利用について配慮してほしい旨の発言があった。

【発言概要、質疑等】

(島津委員) 今回追加提案された夜間営業の飲食店等への支援も重要だが、県職員が飲食することも支援に繋がると思う。県職員の飲酒を伴う会食・会合の開催及び参加の自粛は16日まで続くが、注意・警戒レベルはレベル4 (特別警戒) となっており、今後についてどのように考えているのか。

⇒ (総務部長) 副知事名の通知では、県職員の飲酒を伴う会食・会合の開催及び参加は16日まで自粛としているが、県民に対しては、会食の際は、少人数・短時間をお願いしており、現時点では自粛期間の変更はないが、委員の意見も踏まえながら検討していきたい。

(島津委員) 県職員が飲食店等を利用する、しないでは、業界の売上げは大きく異なってくると思う。飲食店等への追加支援策を講じたから良いというのではなく、県職員の飲食店等利用の影響を踏まえた配慮をお願いしたい。

6 次回議運開催日時

- ・令和2年12月18日 (金) 午前10時

7 本日の開議時刻

- ・本日の開議時刻は、議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年12月14日（月）

午前 10 時

- 1 12月定例会追加提出案件の概要について
- 2 12月定例会日程の変更（案）について
- 3 山形県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 4 議事日程第4号について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時
12月18日（金）午前10時
- 7 本日の開議時刻

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	十二・一	月 日					
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	曜					
各常任委員長報告、採決、閉会	休 会	休 会			予算特別委員長報告 採決、議案各常任委員会付託 追加議案上程、知事説明 関係常任委員会付託 請願関係常任委員会付託 選挙管理委員会委員等の選挙			休 会	休 会	休 会	休 会	質 疑 及 び 一 般 質 問	休 会 (議案調査)	休 会 (協議調整)	休 会 (議案調査)	休 会 (協議調整)	質 疑 及 び 一 般 質 問 (代表質問) 発議案上程、採決	休 会 (協議調整)	開 会、議案及び決算上程 決算特別委員長報告、採決 議案上程、知事説明	本 会 議			
午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時			新型コロナウイルス 対策委終了後			午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時	予 算 委 終 了 後	午 前 十 時	予 算 委 終 了 後	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 十 時	午 前 九 時 四 十 五 分	午 前 十 時	本 会 議 終 了 後	午 前 十 時	時 刻		
議 運	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	担 業 育 子 健 異 地 建 商 農 厚 文 総	
議 運 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	第 三 委 員 会 室	第 四 委 員 会 室	第 五 委 員 会 室	第 六 委 員 会 室	第 二 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	各 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室	議 運 委 員 会 室	予 算 委 員 会 室

委
員
会
等

内
容
場

山形県選挙管理委員会委員及び同補充員選挙候補者

委員

氏名	住所	在任
かすや 粕谷 真生	山形市	新
かのうち 叶内 武子	新庄市	3期
えんどう 遠藤 勝則	東置賜郡川西町	新
さいとう 齋藤 みどり 緑	酒田市	3期

補充員

氏名	住所	補充 順位	在任
しばた 柴田 なおと 直人	山形市	1	新
えんどう 遠藤 ともこ 知子	鶴岡市	2	1期
おしきり 押切 えいこ 榮子	新庄市	3	新
いとう 伊藤 つよし 毅	西置賜郡飯豊町	4	新

会 議 順 序 表

[議事日程第4号]

令和2年12月14日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法									
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第4号、その他)										
	< 開 議 >										
2	○ 諸般の報告 (追加議案等の送付)										
3	○ 予算特別委員会の報告について										
4	○ 議案上程 (議第153号から議第182号までの30件) ○ 採決 議第182号 山形県公共調達評議委員会委員の任命について ○ 常任委員会付託 (議第153号から議第181号までの29件)	簡 易									
5	○ 議案上程 (議第183号) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第183号)										
6	○ 請願上程・常任委員会付託										
7	○ 山形県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 < 散 会 >										
8	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">時 間</th> <th style="width: 40%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 30%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会</td> <td>予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会 における意見調整</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	委 員 会 等	場 所	本 会 議 終 了 後	新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会	予算特別委員会室	新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会 における意見調整	各 委 員 会 室	
時 間	委 員 会 等	場 所									
本 会 議 終 了 後	新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会	予算特別委員会室									
新型コロナウイルス感染症 対策特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会 における意見調整	各 委 員 会 室									

議 事 日 程 (第 4 号)

令和2年12月14日(月) 午前10時開議

- 第 1 予算特別委員会の報告について
- 第 2 議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算(第8号)
- 第 3 議第154号 令和2年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議第155号 令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議第156号 令和2年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 6 議第157号 令和2年度山形県電気事業会計補正予算(第2号)
- 第 7 議第158号 令和2年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 8 議第159号 令和2年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)
- 第 9 議第160号 令和2年度山形県病院事業会計補正予算(第5号)
- 第 10 議第161号 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議第162号 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議第163号 山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議第164号 都市計画街路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 14 議第165号 下水道事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 15 議第166号 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 16 議第167号 港湾事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 17 議第168号 急傾斜地崩壊対策事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 18 議第169号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について
- 第 19 議第170号 当せん金付証票の発売について
- 第 20 議第171号 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について
- 第 21 議第172号 山形県立点字図書館の指定管理者の指定について
- 第 22 議第173号 山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について
- 第 23 議第174号 山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について
- 第 24 議第175号 山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について
- 第 25 議第176号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
- 第 26 議第177号 山形県遊学の森の指定管理者の指定について
- 第 27 議第178号 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について
- 第 28 議第179号 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について
- 第 29 議第180号 マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について
- 第 30 議第181号 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第 31 議第182号 山形県公共調達評議委員会委員の任命について
- 第 32 議第183号 令和2年度山形県一般会計補正予算(第9号)
- 第 33 請願
- 第 34 山形県選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和2年12月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部 4 第4条第4表 地方債補正</p> <p>議第161号 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第162号 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第169号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について</p> <p>議第170号 当せん金付証券の発売について</p> <p>議第171号 山形県国際交流センターの指定管理者の指定について</p> <p>議第183号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第9号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部</p>
文教公安	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第9款警察費、第10款教育費ただし第1項の一部、第2項の一部、第3項の一部及び第4項の一部を除く 2 第2条第2表 繰越明許費中 第10款教育費</p> <p>議第163号 山形県体育施設条例の一部を改正する条例の制定について</p>
厚生環境	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部</p> <p>議第160号 令和2年度山形県病院事業会計補正予算（第5号）</p> <p>議第172号 山形県立点字図書館の指定管理者の指定について</p> <p>議第173号 山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について</p> <p>議第174号 山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について</p> <p>議第183号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第9号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第3款民生費、第4款衛生費</p>
農林水産	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部及び第4項の一部を除く</p> <p>議第177号 山形県遊学の森の指定管理者の指定について</p>

商工労働 観 光	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第7款商工費、第10款教育費第1項の一部、第2項の一部、第3項の一部及び第4項の一部</p> <p>議第154号 令和2年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議第175号 山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について</p> <p>議第176号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について</p> <p>議第183号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第9号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第7款商工費</p>
建 設	<p>議第153号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第8号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第8款土木費 2 第2条第2表 繰越明許費中 第8款土木費、第11款災害復旧費 3 第3条第3表 債務負担行為補正</p> <p>議第155号 令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議第156号 令和2年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第157号 令和2年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第158号 令和2年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第159号 令和2年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第164号 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第165号 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第166号 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第167号 港湾事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第168号 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について</p> <p>議第178号 最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について</p> <p>議第179号 庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について</p> <p>議第180号 マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について</p> <p>議第181号 県民ゴルフ場の指定管理者の指定について</p>

請 願 上 程 一 覧 表

令和2年12月定例会

区 分	番 号	受 理 年月日	関 係 委員会	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結果	措 置
請 願	19	2.12.1	厚 生 環 境	東京電力福島第一原発事故により発生したALPS処理水の海洋放出を行わないことを求める意見書の提出について	米沢市春日5丁目2番62-8 朝日ホームⅡ 101号 福島原発被災者フォーラム山形・福島 代表 武田 徹	原田、高橋（淳）、松田、 青柳、石黒		
〃	20	2.12.1	総 務	国に対し消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出について	山形市南栄町2丁目17-16 山形県商工団体連合会 会長 佐藤 弘	関、渡辺		

付 託 委 員 会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	1				
厚 生 環 境	1				
計	2				

山形県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（案）のポイント

マニュアルの趣旨

- 新型コロナウイルスの感染が拡大する中であっても、本県議会が議事機関としての機能を確保し、その役割を発揮するため、これまで取り組んできた感染防止対策等を一旦整理し、内容を補強する形でマニュアルとして体系化したもの。
- マニュアルでは、議員の感染が確認された場合における初動体制や公表方法を定めるとともに、議会が実施する感染防止対策等を迅速に協議・決定できるよう、対策を3つ（第1章～第3章）に区分し、それぞれの対策の選択肢を明示。
- 具体的な対策は、本マニュアルを参考に、感染状況等を十分把握のうえ、会派協議会や議会運営委員会において決定する。
- 本マニュアルは、議会または議員として活動する場合の感染防止対策を整理したもの。
議員が個人として活動する場合の対策は、本マニュアルを参考にしつつ、「新しい生活様式」に基づく基本的な対策等を確実に実践することにより行うものとする。
- 本マニュアルは、令和2年12月時点における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、政府や県の取り組みなどを参考にとりまとめたものであり、今後、様々な状況の変化があった場合は、適宜見直していく。
この度の新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生し、議会として何らかの対策が必要となる場合は、本マニュアルを準用し、感染症の特性に応じて適宜見直しを行うことにより、迅速な対応に努めていく。

マニュアルに定める対策の概要

第1章 議会における感染防止対策

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制

- 1 議員から議会事務局への連絡
- 2 議会事務局から関係者への連絡

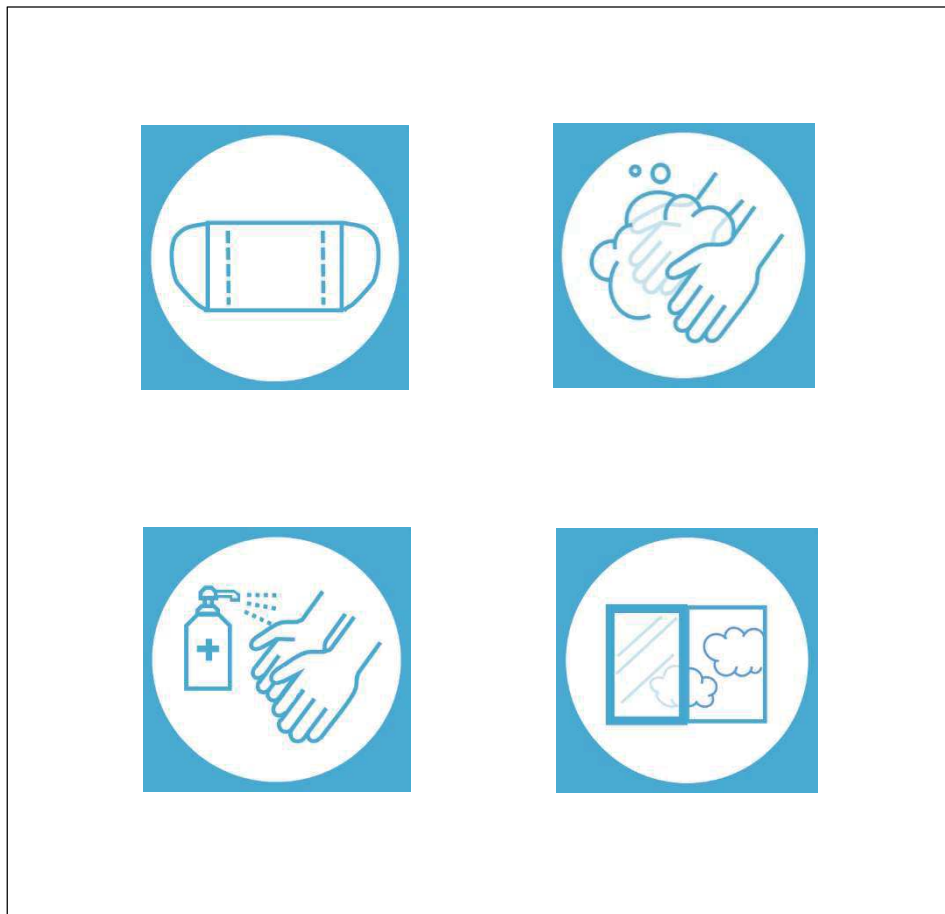
第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応

- 1 対応を検討する場及び招集
- 2 議会からの公表
- 3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）

(案)

山形県議会

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル



令和2年12月



山形県議会

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、全国で感染が拡大している。新型コロナウイルスの感染防止に向けては、政府をはじめ全国の地方自治体、医療機関、民間事業者などにおける取組みに加え、各個人や世帯でも様々な対策が進められているが、未だ収束する兆しが見えず、国内各地で新規感染者が発生する状態が続いている。

山形県においても3月に1例目が確認されて以来、断続的に感染者が発生し、11月の49例を含め12月上旬までに210例を超えており、県内は正に第2波を迎えている状況にある。

本県議会では、本年2月定例会以降、会派協議会において、マスク着用や手指消毒の徹底、身体的距離の確保、傍聴席の間隔確保などの対策を決定し、その都度、感染防止策に取り組んできたところであるが、今後も感染が続くことが予想されることから、これまで取り組んできた対策を一旦整理したうえで、内容を補強する形で体系化することにより、県内で感染が拡大した場合であっても県民の代表者からなる議事機関としての機能を確保し、その役割を發揮できるよう、あらかじめ備えておくこととしたところである。

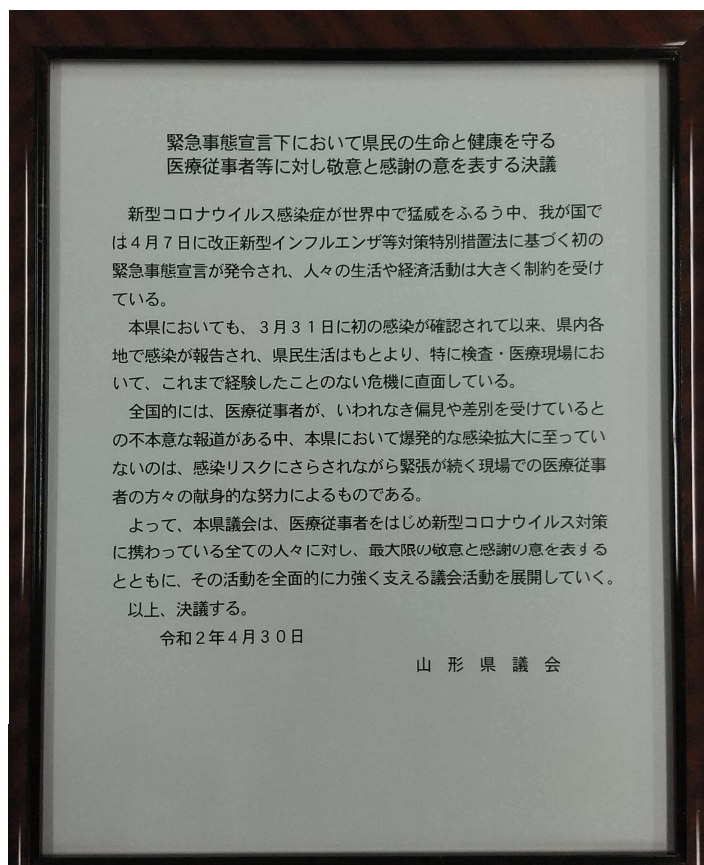
このようなことから、6月以降、山形県議会危機管理委員会において、新型コロナウイルス感染症対策に係る他県議会の先進事例、政府や県の取組みなどを参考に鋭意検討が重ねられてきたところであるが、今般、同委員会における検討結果を踏まえた感染防止マニュアルを策定するに至ったところである。

本マニュアルは、現時点の感染状況を踏まえて策定されたものであり、今後、状況に変化があった場合は、適宜見直す必要があるものであるが、当面、本マニュアルを十分に理解し、各章に定める感染防止対策を率先して取り組むことによって、感染が拡大する中であっても議会としての役割が十分發揮されることを願うものである。

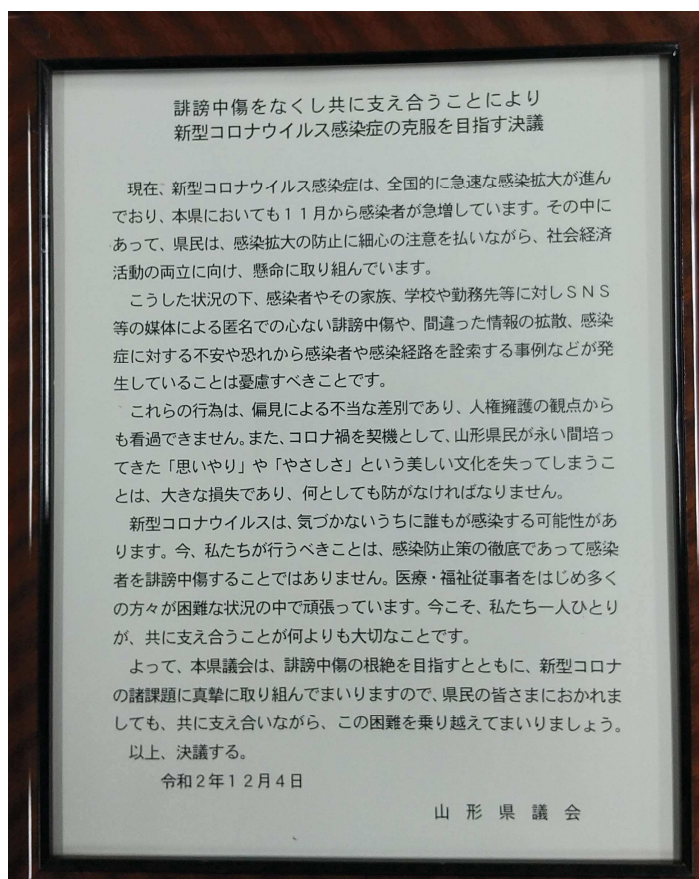
令和2年12月14日

山形県議会議長 金澤 忠一

〔参考〕 新型コロナウイルス感染症対策に関する山形県議会における決議



緊急事態宣言下において県民の生命と健康を守る医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
〔令和2年4月30日〕



誹謗中傷をなくし共に支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議
〔令和2年12月4日〕

山形県議会
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本マニュアルの対策等のポイント・・・・・・・・	2
第1章 議会における感染防止対策	
1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策・・・・・・・・	4
2 議会活動（本会議、委員会等）における対策・・・・・・・・	5
3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策・・・・	7
第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制	
1 議員から議会事務局への連絡・・・・・・・・	10
2 議会事務局から関係者への連絡・・・・・・・・	11
第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応	
1 対応を検討する場及び招集・・・・・・・・	14
2 議会からの公表・・・・・・・・	17
3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）・・・・	18
参 考	
1 山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕・・・・	19
2 「新しい生活様式」実践例・・・・・・・・	20

はじめに

【本マニュアルの目的と活用】

本マニュアルは、新型コロナウイルスの感染が拡大する中にあっても、本県議会が議事機関としての機能を確保し、その役割を発揮するため、議員の感染が確認された場合における初動体制や公表方法を定めるとともに、議会が実施する感染防止対策等を迅速に協議・決定できるよう、議会における感染防止対策を3つに区分し、それぞれの対策の選択肢を示したものである。

具体的な感染防止対策については、本マニュアルを参考に、感染状況等を十分把握のうえ、会派協議会や議会運営委員会において決定することとしている。

【本マニュアルの性格】

本マニュアルは、議会または議員として活動する場合の対策を整理したものであり、議員が個人として活動する場合の感染防止対策については、特段の定めをしていない。

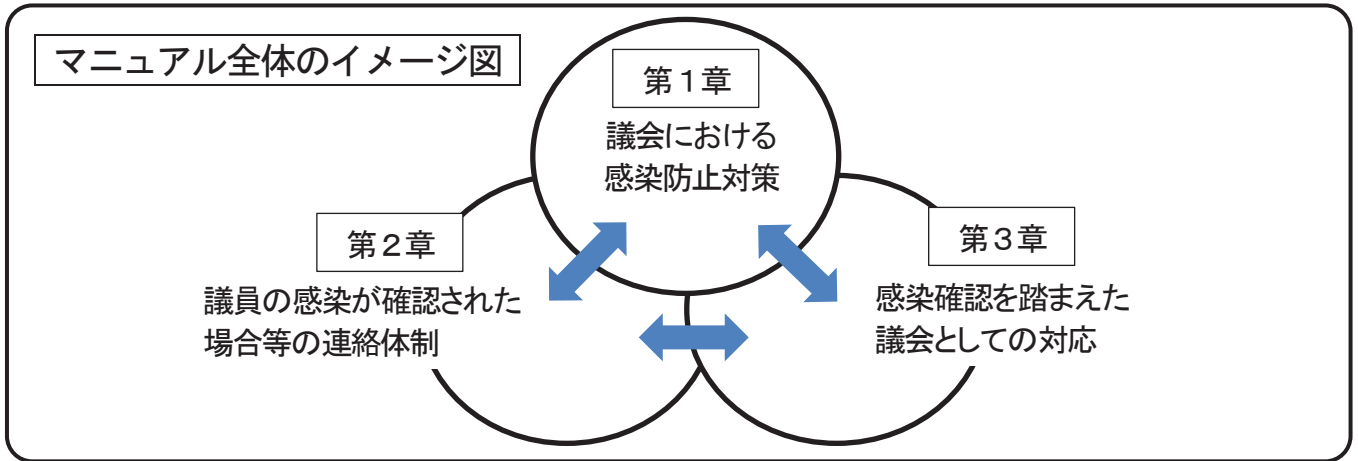
議員が個人として活動する場合の感染防止対策は、本マニュアルを参考にしつつ、政府や県が示す「新しい生活様式」に基づく基本的な対策等を確実に実践することにより行うものとしている。

【本マニュアルの見直しと準用】

本マニュアルは、令和2年12月時点における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、政府や県の取組みなどを参考にとりまとめたものであり、同ウイルスの感染状況の変化や治療薬の開発、国民へのワクチン接種に向けた準備など、様々な状況の変化があった場合は、適宜見直していく必要がある。

また、この度の新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生し、議会として何らかの対策が必要となる場合は、本マニュアルを準用し、感染症の特性に応じて適宜見直しを行うことにより、迅速な対応に努めていく。

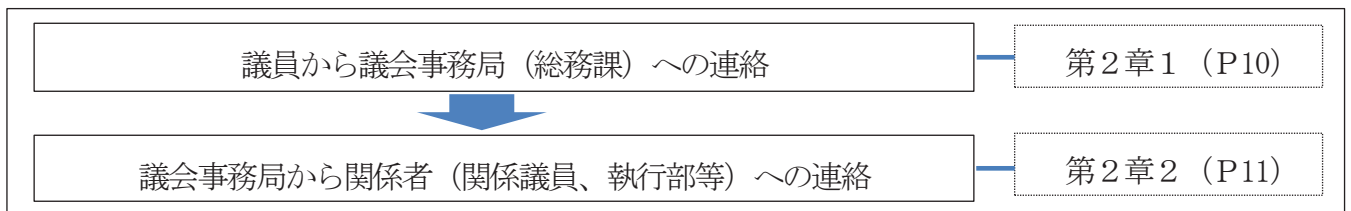
本マニュアルにおける対策等のポイント



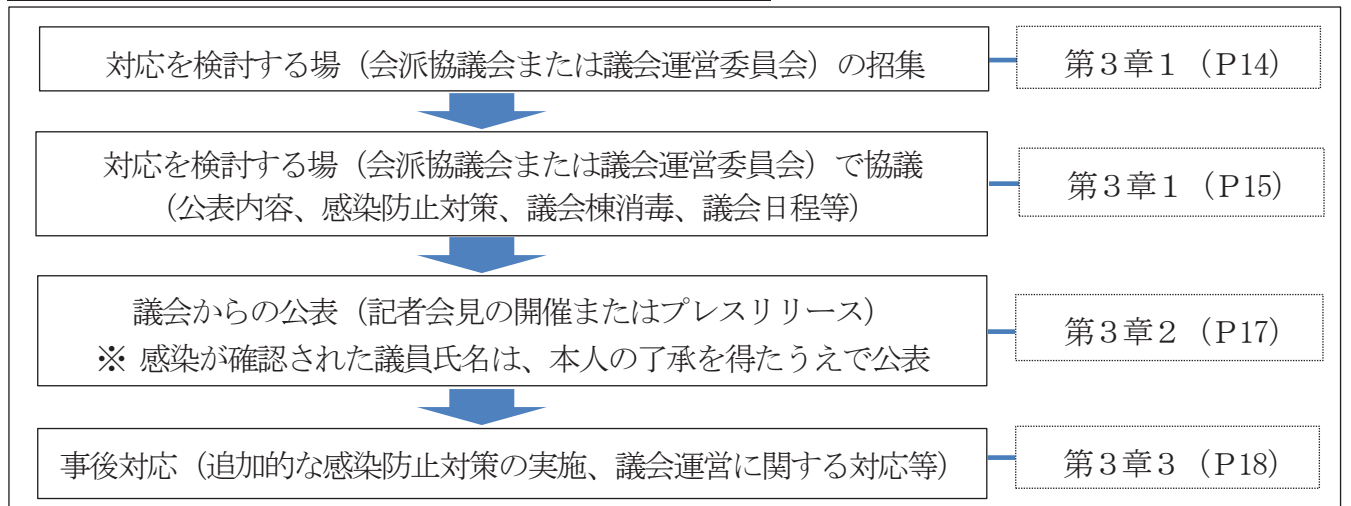
第1章 議会における感染防止対策 (感染状況に応じ議会が実施する感染防止対策の内容を決定)

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策 ※ P 3 の取組み例を参照
 - ・マスク着用、手指消毒の徹底、執務室受付への飛沫防止パネルの設置、来庁時の検温実施 等
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
 - ・上記1に加え、議場や委員会室等の定期的な換気や出入口扉の開放、飛沫防止パネルの設置、執行部出席者の絞込み、傍聴席や報道席の間隔確保 等
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策
 - ・県内及び調査先における感染状況を十分に確認し、「うつらない」、「うつさない」ための対策（調査中止を含む）

第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制



第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応



〔議会棟における感染防止対策の取組み例〕

議 場



- ・議長席と演壇に飛沫防止パネルを設置

議場出入口



- ・議場の出入口扉の前に手指消毒液を設置
- ・換気のため本会議中も出入口扉を開放

予算特別委員会室



- ・委員長席に飛沫防止パネルを設置

予算特別委員会室



- ・質疑者席に飛沫防止パネルを設置

予算特別委員会室



- ・答弁者席に飛沫防止パネルを設置

議会北棟 議員執務室受付



- ・受付に飛沫防止パネルと手指消毒液を設置
- ・議員及び来庁者への検温を実施

第1章

議会における感染防止対策

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）
における対策

第1章 議会における感染防止対策

議会における感染防止対策を、以下の3つに区分し、それぞれの対応例を対策整理表としてとりまとめた（「対応を検討する場」については、第3章1を参照のこと。）。

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策【対策整理表1】
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策【対策整理表2（1）、（2）】
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

【対策整理表3（1）、（2）】

なお、各対策整理表の表頭の「対策レベル」において想定している感染者の状態は以下の通り。

対策レベル	感染者の状態	参考となる「山形県における注意・警戒レベル」
対策1	県内では感染者が確認されていない状態	注意・警戒レベル 1
対策2	県内で断続的に感染者が発生している状態	注意・警戒レベル 2～3
対策3		
対策4	県内で感染が拡大し、議員や事務局職員等の感染が確認されている状態	注意・警戒レベル 4～5

※ 「山形県における注意・警戒レベル」については、参考P19を参照

1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策

【対策整理表1】

対策レベル 検討項目		対策0	対策1	対策2	感染状況レベル	
					低 ←	→ 高
議 会 棟	正面玄関 (南棟1F)	対策なし	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒液設置 ・マスク着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者体温チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある来庁者、傍聴者の入庁制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会棟への入庁制限強化
	議員執務室	対策なし	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員、執行部職員及び来庁者検温 ・定期的な換気（窓・扉開放） ・受付への飛沫防止パネル設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある議員の登庁制限 ・発熱のある執行部職員、来庁者の入室制限 	
	事務局各課室	対策なし	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・登庁時体温チェック ・定期的な換気（窓・扉開放） ・受付、座席間への飛沫防止パネル設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱のある職員の登庁制限 ・座席間隔確保 ・一部職員の在宅勤務の実施 	

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施（例えば対策3の場合、対策1、対策2も併せて実施）

2 議会活動（本会議、委員会等）における対策

(1) 本会議、委員会、協議調整の場における3密・感染防止対策

【対策整理表2（1）】

検討項目		対策レベル		対策0	対策1	対策2	対策3	対策4
		本会議	議場					
議会活動（本会議・委員会等）	本会議	議場	対策なし	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・議長席・演壇への飛沫防止パネル設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・委員長席・質問者席・答弁者席への飛沫防止パネル設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な換気（窓・扉開放） ・執行部出席者絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議前の室内消毒作業 ・出席議員座席間隔確保 ・会議前の室内消毒作業 ・質疑・質問時間制限 ・議員入替制導入 ・代替施設確保 ・質疑・質問時間制限 ・代替施設確保 ・オンラインによる開催の検討
	予算特別委員会（予算特別委員会室での会議等を含む）	予算特別委員会室	対策なし					
	議会運営委員会	議会運営委員会室	対策なし					
	3 常任委員会 特別委員会	委員会室	対策なし					
	協議調整の場	会議室等	対策なし					

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施

(2) 傍聴者の3密・感染防止対策と報道機関への協力要請

【対策整理表2(2)】

対策レベル		対策0	対策1	対策2	対策3	対策4		
検討項目		低 ← 感染状況レベル → 高						
傍聴者への協力要請	① 一般傍聴	議場 (153席)	人数制限なし マスク着用なし	・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用	・間隔を確保し 75名まで (約50%)	・間隔を確保し 50名まで (約33%)	実施見合せ (0%)	
		予算特別委員会室 (65席)			・間隔を確保し 25名まで (約38%)	・間隔を確保し 15名まで (約23%)		
	② 議員が企画する ※上記①の内数 団体での傍聴者	議場 (153席)			・間隔を確保し 50名程度 (約33%)	・間隔を確保し 40名程度 (約25%)		自粛
		予算特別委員会室 (65席)			・間隔を確保し 15名程度 (約23%)	・間隔を確保し 10名程度 (約15%)		
報道機関へ協力要請		制限なし	・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用	・報道席の間隔確保	・入場1社1名 (カメラマン除く)まで			

※ 対策は、決定した対策レベル以下のレベルの対策も併せて実施

対策整理表1の活用例

県内の感染状況

対策レベル		対策0	対策1	対策2	対策3	対策4
検討項目		低 ← 感染状況レベル → 高				
議 会 棟	正面玄関 (南棟1F)	対策なし	・手指消毒液設置 ・マスク着用	・来庁者体温チェック	・発熱のある来庁者、傍聴者の入庁制限	・議会棟への入庁制限強化
	議員執務室	対策なし	・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用	・議員、執行部職員及び来庁者検温	・発熱のある議員の登庁制限	
	事務局各課室	対策なし	・出入口に手指消毒液設置 ・マスク着用	・登庁時体温チェック	・発熱のある職員の登庁制限	

※ 県内の感染状況を十分把握の上、対策整理表を活用し、それぞれの検討項目について会派協議会または議会運営委員会で最適な対策を決定

※ 正面玄関については対策レベル3、議員執務室と事務局各課室は対策レベル2を行うことにした例

3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

(1) 公務による調査活動（常任委員会（県内・県外）・特別委員会調査、海外政策課題調査）及び派遣原則として、常任委員会の調査の場合は各委員会が、特別委員会調査及び海外政策課題調査の場合は会派協議会において、調査先の感染状況に応じて適切な対策を決定する。

また、委員会の調査活動以外の「職務による出張」についても「公務による調査活動」に準じて取り扱う。

【対策整理表3（1）】

調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況	調査先地域では感染者が 確認されていない状態	調査先地域で断続的に 感染者が発生している状態	調査先地域で感染 が拡大し、調査先 関係者にも感染者 が確認されている 状態
県内の感染者の状況			
県内では感染者が確認 されていない状態	◎ 【基本的な対策】 (対策例) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(奨励) ・移動中のマスク着用 等	▲ 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の精査 ・密集状態での飲食制限 等	×
県内で断続的に感染者が 発生している状態	△ 【うつさない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(奨励) ・移動中のマスク着用 等	△▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・移動交通機関に手指消毒液 携帯(原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の精査 ・密集状態での飲食制限 等	×
県内で感染が拡大し、議員 や事務局職員等の感染が 確認されている状態	×	×	×

※ 表の見方は「対策整理表3（1）、（2）の見方」（P9）を参照

(2) 政務活動

各議員が調査先の感染者の状況に応じて適切な対策を決定・実行する。

【対策整理表3 (2)】

調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況	調査先地域では感染者が 確認されていない状態	調査先地域で断続的に 感染者が発生している状態	調査先地域で感染 が拡大し、調査先 関係者にも感染者 が確認されている 状態
県内の感染者の状況			
県内では感染者が確認 されていない状態	◎ 【基本的な対策】 (対策例) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 等	○ 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (奨励) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 ・調査先の感染状況を踏まえ、 調査先の受入意向を十分 確認 等	×
県内で断続的に感染者が 発生している状態	○ 【うつさない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (奨励) ・手指消毒液携帯 (奨励) ・移動中のマスク着用 ・県内感染状況を踏まえ、 調査先の受入意向を十分 確認 等	△▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】 (対策例) ・移動交通機関の座席消毒 (原則) ・手指消毒液携帯 (原則) ・移動中のマスク着用 ・調査内容・滞在時間の 精査 ・密集状態での飲食制限 等	×
県内で感染が拡大し、議員 や事務局職員等の感染が 確認されている状態	×	×	×

※ 表の見方は「対策整理表3 (1)、(2) の見方」(P9)を参照

対策整理表3（1）、（2）の見方

- ・ 感染状況に応じた対策の例
 - 「◎」・・・ 県内、調査先に感染者が確認されていないため、感染の可能性が低いことから、基本的な対策をした上で調査活動を実施
 - 「○」・・・ 県内、調査先のいずれかで感染者が発生しているため、基本的な対策を取りながら、行動には注意が必要
 - 「△」・・・ 県内に感染者が発生しているが、調査先には感染者が確認されていないため、ウイルスを持ち込んで調査先に感染者を出さないための対策が必要
 - 「▲」・・・ 県内に感染者は確認されていないが、調査先では感染者が発生しているため、調査先で感染してウイルスを県内に持ち込まないための対策が必要
 - 「×」・・・ 県内、調査先の双方で感染拡大傾向にあることから実施不可・中止
- ・ 表頭、表側の網掛けは「感染状況レベル」を表す。
- ・ 調査先の感染者の状況は、各都道府県が設定している注意・警戒レベル等を参考に判断する。
- ・ 調査先が複数ある場合は、各地の感染者の状況を総合的に考慮して判断する。
- ・ 調査活動以外の職務による出張も「公務による調査活動」に準じて取り扱う。

対策整理表3（1）の活用例

調査先 (県内・県外・海外) の感染者の状況	調査先地域では感染者が確認されていない状態	調査先地域で断続的に感染者が発生している状態	調査先地域で感染が拡大し、調査先関係者にも感染者が確認されている状態
県内の感染者の状況			
県内では感染者が確認されていない状態	◎ 【基本的な対策】	▲ 【うつらない対策】	×
県内で断続的に感染者が発生している状態	△ 【うつさない対策】	△▲ 【うつさない対策】 【うつらない対策】	×
県内で感染が拡大し、議員や事務局職員等の感染が確認されている状態	×	×	×

【事例】・ 県内は感染者が発生しているが、「断続的に感染者が発生している」とまではいえない状態

- ・ 調査先（調査地1と調査地2）は、それぞれの調査地の都道府県が設定している注意・警戒レベル等を参考に判断
- ・ それぞれの調査先の感染状況が異なるが、より厳しい防止対策を常任委員会で選択したうえで、調査を実行する例

第2章

議員の感染が確認された場合等の連絡体制

- 1 議員から議会事務局への連絡
- 2 議会事務局から関係者への連絡

第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制

1 議員から議会事務局への連絡

※ 連絡体制の流れについてはP12を参照

(1) 連絡が必要な場合

議員は、以下のいずれかに該当する場合、議会事務局にすみやかに連絡する。

議 員 本 人	議員の家族等の関係者
① 感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定）	
② 濃厚接触者と判断された場合（保健所による判断）	③ 感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定）

(2) 連絡先

議会事務局総務課 副主幹（職場：023-630-2848、公用携帯 090-8785-2140）

(3) 議会事務局の確認事項 ※ P13の「確認用シート」を参照

- ① 感染確認等の概要（感染が確認された日時、PCR検査の実施機関等）
- ② 現在の症状
- ③ 保健所や医療機関等からの指示内容
- ④ 当面の滞在場所（自宅、医療機関、ホテル等）及び連絡先
- ⑤ 感染確認前の主な行動歴、議会棟への登庁日時
- ⑥ 県または山形市からの公表予定事項（年代、性別、発症日時、症状、居住地、職業、行動歴、感染経路、濃厚接触者等）
- ⑦ 氏名公表の可否 等

2 議会事務局から関係者への連絡

※ 連絡体制の流れについてはP12を参照

(1) 関係議員への連絡

議会事務局は、議員から感染が確認された旨等の連絡があった場合、関係議員（正副議長、議会運営委員会正副委員長、会派協議会メンバー、各会派代表者等）にすみやかに連絡するとともに、状況に応じ、全議員に対し、情報を提供する。

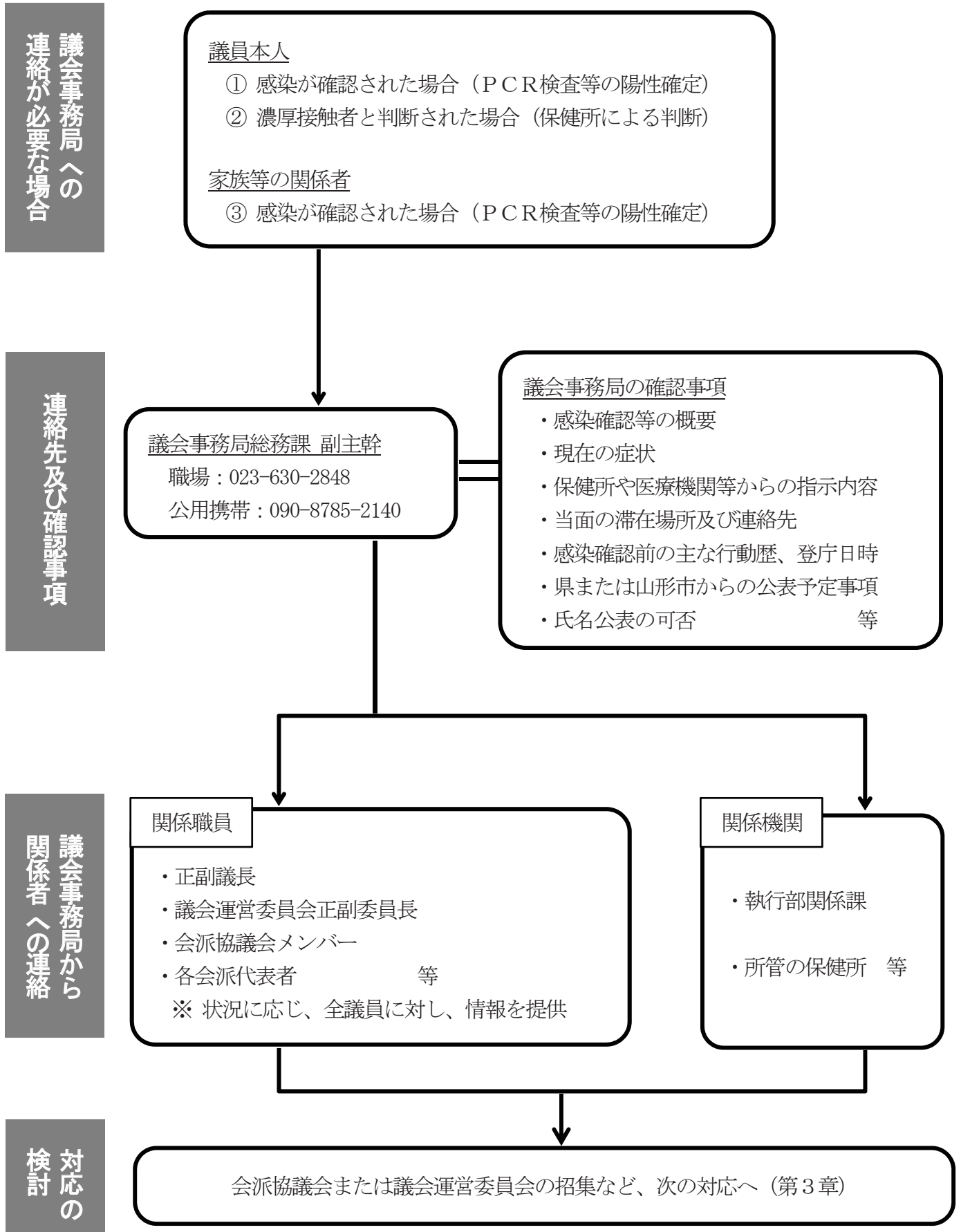
また、議会事務局職員の感染が確認された場合も、感染状況等を関係議員に連絡する。

(2) 関係機関との連絡調整

議会事務局は、議員等の感染を踏まえた議会の対応の検討のため、関係機関（県の関係課、所管の保健所等）と連絡調整を行う。

連絡調整事項	関係機関
1 議会からの公表関係	広報広聴推進課、健康福祉企画課、防災危機管理課、所管の保健所 等
2 感染防止対策関係	
① 追加的な感染防止対策	管財課、健康福祉企画課 等
② 議会棟の消毒	管財課、山形市保健所 等
③ 濃厚接触者への待機指示やPCR検査の受診要請	所管の保健所、医療機関 等
3 議会運営関係	
① 議会日程の調整	財政課 等
② 代替会議室等の確保	管財課、関係施設 等

議員の感染等が確認された場合等の連絡体制 ＜流れのイメージ＞



第3章

感染確認を踏まえた議会としての対応

- 1 対応を検討する場及び招集
- 2 議会からの公表
- 3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）

第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応

1 対応を検討する場及び招集

※ 対応を検討する場の招集や協議の流れについてはP16を参照

(1) 議会としての対応を検討する場

議員の感染が確認された場合などにおける議会としての対応の検討は、会派協議会または議会運営委員会で行う。

(2) 招集

対応を検討するための会派協議会または議会運営委員会は、議会運営委員長が正副議長と協議のうえ招集する。

検討する場を招集する場合	検討する場の開催時期	
	議会開会中	閉会中
① 議員の感染が確認された場合及び議員が濃厚接触者と判断された場合	すみやかに開催	
② 「山形県における新型コロナ対応の目安」に基づく注意・警戒レベルの変更など、県内の感染状況等が大きく変化した場合 ※ 注意・警戒レベルについては、参考P19を参照	すみやかに開催	議会日程等を考慮して開催日を決定
③ その他、議会運営委員長が特に必要と認める場合	議会日程等を考慮して開催日を決定	

※ 議会事務局職員の感染が確認された場合についても、原則として①に準じて取り扱う。

(3) 開催する場合の留意事項

会 場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、議会棟において感染防止対策を実施したうえで開催する。 (会派協議会：議長応接室、議会運営委員会：議会運営委員会室) ・議会棟の消毒作業により所定の会議室等が使用できない場合は、代替会議室等（議会棟、知事局棟、近隣の民間施設等）を確保する。
代理出席	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等により議会棟に参集できない構成員がいる場合は、当該委員が所属する会派から代理の委員を出席させる。 ※ 山形県議会危機管理マニュアルの関連規定（緊急の会派協議会等における職務代理）を準用
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に対応を要する事項がある場合は、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長が必要な協議を行い、その結果を関係議員に周知する。

(4) 協議項目例

① 議員の感染が確認された場合及び議員が濃厚接触者と判断された場合

主 な 協 議 項 目	会派協議会	議会運営委員会
・本人の感染等の状況	○	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 協 議 の 内 容 に 応 じ て 別 途 報 告 </div>
・議会からの公表（内容、方法や時期等）	○	
・議会における感染防止対策の強化	○	
・議会棟の消毒	○	
・議会日程の調整	○	○
・代替会議室等の確保	○	○

② 「山形県における新型コロナ対応の目安」に基づく注意・警戒レベルの変更など、県内の感染状況等が大きく変化した場合

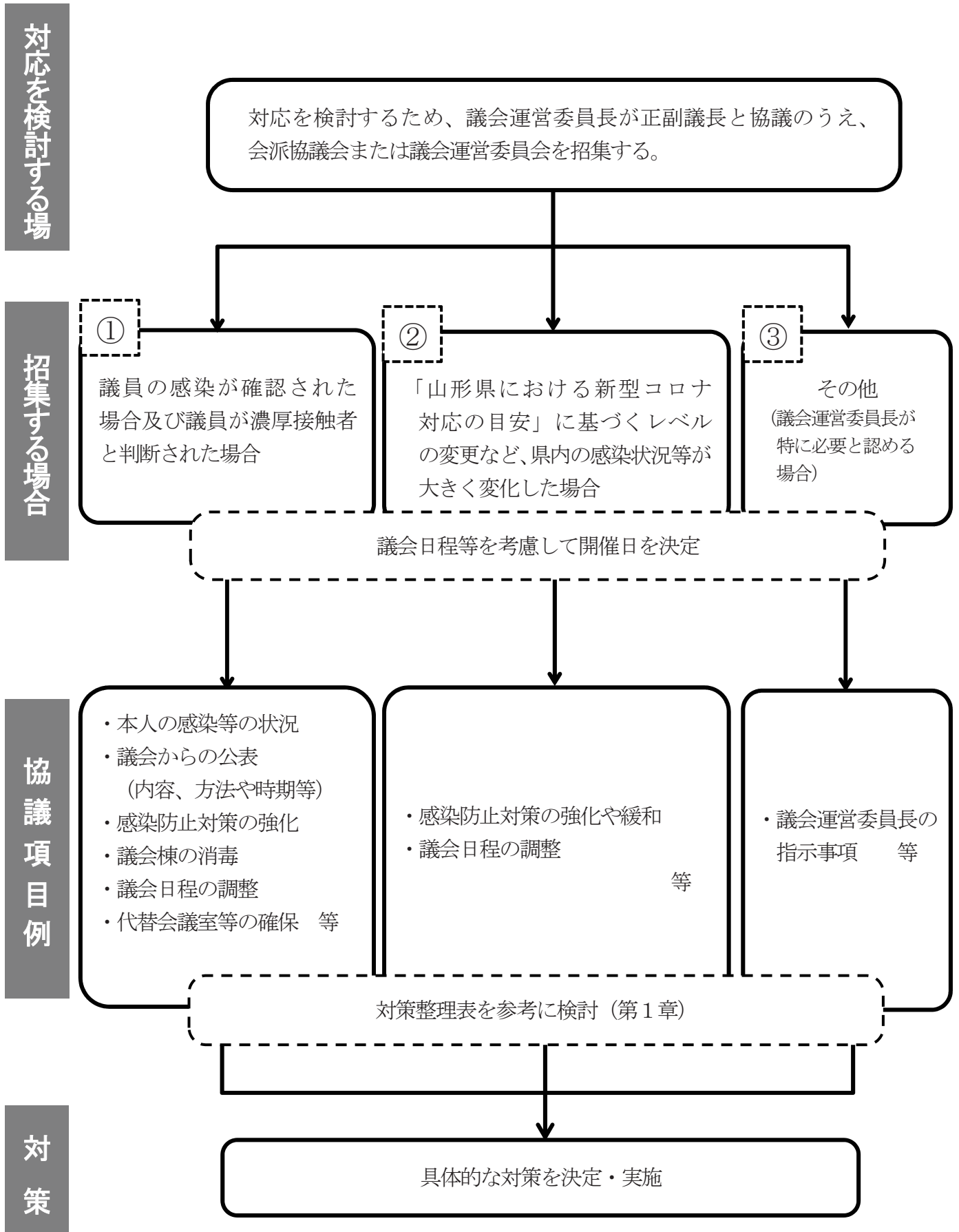
主 な 協 議 項 目	会派協議会	議会運営委員会
・議会における感染防止対策の強化や緩和	○	(○)
・議会日程の調整	○	○

③ その他、議会運営委員長が特に必要と認める場合

主 な 協 議 項 目	会派協議会	議会運営委員会
・議会運営委員長の指示事項 等	○	(○)

【備考】 ○：開催 (○)：協議項目の内容や感染状況等を考慮して開催を調整

対応を検討する場の招集及び協議 ＜流れのイメージ＞



対応を検討する場

招集する場合

協議項目例

対策

2 議会からの公表

(1) 議員の感染が確認された場合における議会からの公表

議員の感染が確認された場合は、県または山形市による公表に加え、議会から議員に関する情報や議会運営対応等に関する内容を公表する。

県または山形市による公表項目	議会からの公表項目		
		備考	
	感染が確認された議員の氏名	本人の了承を得て公表	
年代	厚生労働省の公表基準等に基づく項目 令和二年十二月現在	県または山形市による公表項目への補足	
性別			
発症日時			
症状			
居住地			選挙区
職業			所属会派、役職等
行動歴			議会関係の活動内容（公務、調査活動等）
感染経路			議会関係者の属性（議員、事務局職員等）
濃厚接触者			
	感染防止対策の強化	感染防止対策	
	議会棟の消毒		
	議会棟施設の使用制限		
	関係者のPCR検査受診状況		
	議会日程の調整	議会運営対応	
	代替会議室等の確保		

※ 氏名の公表にあたっては、議員本人や家族、関係者、感染源となった方々への誹謗中傷や差別を生じさせないように、正確かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、報道機関等へ配慮を求めるものとする。

(2) 公表の方法

記者会見または県政記者クラブへのプレスリリースにより行う。

(3) 公表における説明責任者

公表における説明責任者は、議会運営委員長とし、議会事務局が補佐する。

3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）

（１）感染防止対策

① 追加的な感染防止対策の実施

会派協議会または議会運営委員会で第３章による追加的な感染防止対策を決定した場合、議会事務局は、防止対策をすみやかに実施する。

② 議会棟の消毒

ア 消毒箇所の特定

感染が確認された議員の行動歴等をもとに、山形市保健所が議会棟内で消毒が必要な箇所を特定する。

イ 消毒作業の実施

上記アで特定した箇所の消毒作業については、山形市保健所の指導に基づき、議会事務局と管財課が連携して実施する。

ウ 議会棟内施設の使用制限等

消毒実施に伴い議会棟内施設の使用制限や出入口の一部閉鎖等が必要となる場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等にすみやかに連絡する。

③ 濃厚接触者への待機指示やPCR検査受診要請

議会事務局は、所管の保健所の指示に基づき濃厚接触者と判断された議員や職員等に対して、自宅等での待機やPCR検査の受診を要請する。

（２）議会運営に関する対応

① 議会日程の周知

議会運営委員会で議会日程の変更が決定された場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等に変更内容を周知する。

② 代替会議室等の確保

議会棟内の消毒作業により、議会活動に必要となる会議室等が使用できない場合、議会事務局は、議会棟内や知事局棟、近隣の民間施設等に代替会議室等を確保する。

また、議会運営委員会で代替会議室等への会場変更が決定された場合、議会事務局は、全議員、執行部、報道機関等に関係情報を周知する。

参 考

- 1 山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕
- 2 「新しい生活様式」実践例

山形県における新型コロナ対応の目安 〔注意・警戒レベル〕

	状 態	参考とする指標等	対 応 検 討 策
レベル 1	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は「新・生活様式」の実践を心がける ・事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む ○感染が増加している地域への移動はできるだけ控えるよう、県民に呼びかけ なお、必要があって移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ
レベル 2 【注意】	県内での感染者の確認が限定的な状態	【1週間あたりの新規感染者数】 1人/週 以上	レベル1に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ ○発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ ○業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼
レベル 3 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1人/週 以上 かつ 【重症入院患者数】 1人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	レベル2に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 例: 高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対し、より慎重な行動を呼びかけ : 感染が発生した施設と同様の業態の業界団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼 など </div>
レベル 4 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2人/週 以上 かつ 【重症入院患者数】 3人以上 以下の指標も参酌する。 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	レベル3に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 例: ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ : 実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ </div>
レベル 5 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参酌する。 【重症入院患者数】 【1週間あたりの新規感染者数】 【60歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> ○県独自の非常事態宣言の発出 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき次の事項を協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の利用自粛 ・ガイドラインを実践しない施設の営業自粛(休業)

- ◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣県の感染状況なども踏まえ、全体的に判断する。
 なお、感染状況によっては、地域を特定した対応策を検討する。
- ◆ この目安は、新型コロナに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

「新しい生活様式」の実践例

(1)一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する
ただし、夏場は、熱中症に十分注意する
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う
人混みの多い場所に行った場合は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリも活用
- 地域の感染状況に注意する

(2)日常生活を営む上での基本的生活様式

- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝、体温測定・健康チェック。
発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいている時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいている時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも活用
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座る
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリを活用
- 発熱または風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せ時は換気とマスク着用

◆事業者の皆様は、関係団体が策定した業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)の骨子(案)について

1 内 容

新たな行革プランとなる「山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)」(推進期間：令和3年度～令和6年度)について、現在、策定に向けた検討を進めており、このほど骨子(案)を取りまとめたもの。

2 経 過

県行財政を取り巻く現状と課題、これまでの行財政改革の取組みと成果、政府の動向などを踏まえ、第三者で構成する「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」等からご意見をいただきながら、検討を進めてきたもの。

<山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の開催経過>

※新プランの策定検討に係るもの

- | | | |
|-----|-----------|----------------------------------|
| 第1回 | 令和2年7月17日 | 新プランの策定・スケジュール |
| 第2回 | 令和2年9月7日 | 県行財政を取り巻く現状と課題、これまでの行財政改革の取組みと成果 |
| 第3回 | 令和2年10月9日 | 新プランの基本的考え方及び柱立て |
| 第5回 | 令和2年12月3日 | 新プランの骨子(案) |

3 骨子(案)

別添のとおり

4 今後の進め方

12月定例会において、県議会のご意見をお伺いした後、2月定例会には、山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)(案)を提示するとともに、パブリックコメントを実施し、年度内に策定予定。

県行財政を取り巻く現状と課題

社会経済環境の変化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク
- ▶ 少子高齢化の進行による人口減少の加速化
- ▶ 価値観・暮らし方の多様化(働き方改革の提唱)
- ▶ グローバル化や技術革新の進展
- ▶ 自然災害の頻発化・激甚化

引き続き厳しい財政状況

- ▶ 社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、今後も厳しい見通し

これまでの行財政改革の取り組み・成果

- ▶ 知事部局職員数(H9→R2) ▲23%(▲1,211人)
- ▶ 知事部局職員給(R2当初) H13比▲18.6%(▲63億円)
- ▶ 県債残高(実質負担分H15→R1) ▲2,466億円(▲27.1%)
- ▶ 事務事業見直し・改善による歳出見直し(H29→R1) 削減額:110.8億円
- ▶ 県有財産売却・有効活用による歳入確保(H29→R1) 歳入額:11億円
- ▶ 県・市町村連携推進方針、戦略的広報指針の策定

政府の動向等

- ▶ デジタル庁創設の動き
- ▶ 地方行政のデジタル化・オンライン化を推進
- ▶ 書面規制・押印・対面規制の見直し

【プラン策定の趣旨】 《推進期間：令和3年度～令和6年度（4年間）》

- ◆ 本県を取り巻く社会経済環境や厳しい財政状況等の中で、行政課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、これまで積み重ねた改革の成果を踏まえるとともに、限りある行財政資源の選択と集中による有効活用に向けて、行財政運営の全分野において不断の見直しを計画的に行っていく必要があることから策定する
- ◆ 行財政改革の取り組みを全庁的に推進することにより、第4次山形県総合発展計画による県づくりを効果的かつ着実に展開していくための土台となる県庁づくりを進める

① 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

- **行政のデジタル化の推進【重点】**
 - 行政手続等のオンライン化の推進
 - 事務手続きの簡素化 ○ データ活用の推進
 - 情報通信基盤整備の促進
- **県民との対話の推進・県民の声の的確な把握**
 - 県民との対話の推進
 - 県民の声の把握と組織全体での共有
 - 意見公募の推進 ○ 審議会等委員の幅広い選任
- **市町村との連携強化**
 - 市町村の自立的な行政運営の確保への支援
 - 「地域創生」、「やまがた創生」の実現
- **多様な主体との連携強化**
 - 県民・NPO等との連携・協働
 - 企業・大学等との連携・協働
 - 近隣県等との広域連携の推進 ○ 民間活力の活用
- **県政運営の透明性・信頼性の確保**
 - 情報発信の充実・強化 ○ 情報公開等の推進
 - 適正な事務執行体制の確保
 - 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施
 - 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進
- **県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化**
 - 事前防災・減災のための多様な主体との連携・協働
 - 危機対応力の強化

③ 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進 ～革新的な取り組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

- **人材育成及び人材活用**
 - 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成
 - 専門人材の確保・育成
 - 職員の能力を最大限に引き出す人材活用
 - 女性職員の活躍推進
- **多様で柔軟な働き方の推進【重点】**
 - テレワークの推進
 - Web会議の推進 ○ 時差出勤の推進
- **職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり**
 - ハラスメント防止の取り組みの推進
 - 職員のこころの健康づくりの取り組みの推進
 - 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進
- **仕事の見直し・業務の効率化の推進**
 - 事務事業の見直し・改善
 - 職員のアイデアを活用した業務の見直し
 - ICTを活用した業務の効率化の推進
 - 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築
 - 会計年度任用職員の有効活用

② リスクに柔軟に対応し 健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

- **歳入の確保**
 - 県税収入の確保 ○ 未収金対策の推進
 - 受益者負担の適正化 ○ 多様な財源の確保
- **歳出の見直し**
 - 事務事業の見直し・改善 ○ 行政経費の節減・効率化
- **健全な財政運営**
 - 財政の中期展望の作成
 - 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少
 - 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進
- **柔軟で効率的な組織体制等の実現**
 - 新たな行政課題や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備
 - 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築
 - 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し
 - 行政需要に応じた適正な定員管理
 - 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理
- **県有財産の総合的な管理・運用**
 - 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減
 - 県有財産の有効活用 ○ 県有財産の総量縮小
- **地方公営企業における健全な財政運営**
 - 企業局における経営基盤の強化
 - 病院事業局における経営改善の推進
- **公社等の見直し**
 - 公社等の経営に係る不断の見直し

【第4次山形県総合発展計画】
人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさや幸せを実感できる山形

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

1 行政のデジタル化の推進【重点】

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

「Yamagata幸せデジタル化構想(仮称)」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」等に基づき、行政手続等のオンライン化を推進
- 必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、ICT機器の導入・拡大などの環境整備を推進
- 対面での診療が困難となった場合に、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境整備を推進
- 公共事業のデジタル化(受注者が利用できるASP(クラウドで活用できるアプリ)の活用)を推進

(2) 事務手続きの簡素化

- 行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略等、事務手続きの簡素化を推進

(3) データ活用の推進

(4) 情報通信基盤整備の促進

- 携帯電話の不感区域の解消や施設のWi-Fi導入拡大の推進など、県民のICT利活用の基盤となる情報通信ネットワークの整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境を確保

2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握

- (1) 県民との対話の推進
- (2) 県民の声の把握と組織全体での共有
- (3) 意見公募の推進
- (4) 審議会等委員の幅広い選任

3 市町村との連携強化

(1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援

- 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート
 - 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支援
- 市町村業務の効率化・事業効果の拡大
- 広域連携の推進
- 事務権限移譲の推進
- 市町村の創意工夫による施策展開への支援

(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用
- 市町村の施策や事業構築のコーディネート
- 先導的な取り組みの創出・展開

4 多様な主体との連携強化

(1) 県民・NPO等との連携・協働

- 県民・NPO等との連携・協働の推進
- NPO等の活動基盤の充実・強化

(2) 企業・大学等との連携・協働

- 企業等との連携・協働の推進
- 大学等との連携・協働の推進

(3) 近隣県等との広域連携の推進

- 近隣県等の中で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化

(4) 民間活力の活用

- 民間移譲
- 民間委託
- 指定管理者制度
- 地方独立行政法人制度
- PFI等

5 県政運営の透明性・信頼性の確保

(1) 情報発信の充実・強化

- 県民等の理解と信頼を得る広報の推進
- 「外」の「活力」を呼込む広報の推進
- 危機管理に係る広報の推進
- 戦略的広報におけるPDCAサイクルの確立

(2) 情報公開等の推進

- 情報公開の推進
- データ活用の推進

(3) 適正な事務執行体制の確保

- 内部統制制度の着実な運用
- 公文書等の適正な管理
- 情報資産の適切な管理
- 個人情報保護制度の適正な運用
- 公務員倫理の徹底

(4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施 (5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化

(1) 事前防災・減災のための多様な主体との連携・協働

- 市町村との連携・協働の推進
 - 地域や学校等で災害リスクや適切な避難行動を学ぶ防災教育の取り組みを推進
- NPO・企業等との連携・協働の推進
 - 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るための防災教育の取り組みを推進
 - 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設等の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化

(2) 危機対応力の強化

- 広域連携の推進
- 県の業務継続計画(BCP)に基づく研修・訓練等の実施
- 職員の危機管理能力の向上
- 災害等における効果的な情報発信
- ICTを活用した災害への対応・対策
 - ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

1 歳入の確保

(1) 県税収入の確保

- 市町村との連携強化
- 滞納整理の強化及び納税環境の整備

○新たにスマートフォン用アプリを活用した納付方法の導入を検討するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進

(2) 未収金対策の推進

(3) 受益者負担の適正化

(4) 多様な財源の確保

2 歳出の見直し

(1) 事務事業見直し・改善

- 部局長等のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自ら問題意識を持って事務事業の見直しや改善の提案を行い、部局内で検討・協議したうえで、予算編成に反映
- 特に、事業開始から一定期間が経過した事業等については、成果指標に基づく効果の測定及び評価を行い、重点的に見直し
- 見直しによって得られた財源等については、県づくりの重要施策に振り向けるなど、引き続き事業と財源等の「選択と集中」を推進

(2) 行政経費の節減・効率化

3 健全な財政運営

(1) 財政の中期展望の作成

- 毎年度の当初予算案決定時に、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表

(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少

- 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少を推進
- 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を政府に強く要望

(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

- 将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた事業の選択と集中をより一層推進

4 柔軟で効率的な組織体制等の実現

(1) 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

○近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築

○部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進

(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

(4) 行政需要に応じた適正な定員管理

○定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用

(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理

○職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら、適正な制度運用を実施

5 県有財産の総合的な管理・運用

(1) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

○今後も利活用を行う施設は、計画的な予防保全による長寿命化を推進しトータルコストを縮減するとともに、財政負担を平準化

○個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進

○複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を検討

(2) 県有財産の有効活用

(3) 県有財産の総量縮小

○未利用地の積極的な売却を進めるとともに、施設の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等により、県有財産の総量を縮小

6 地方公営企業における健全な財政運営

(1) 企業局における経営基盤の強化

(2) 病院事業局における経営改善の推進

7 公社等の見直し

(1) 公社等の経営に係る不断の見直し

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

1 人材育成及び人材活用

(1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成

- 基本的な姿勢（県民視点・対話重視・現場主義）の向上を図るため「自己研修」「職場研修」「育成センター・部局研修」を3本柱として一体的に推進
- 職員育成基本方針(令和3年3月改定)に基づき、多様な人材育成方策を実施

(2) 専門人材の確保・育成

- 高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）

(3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

(4) 女性職員の活躍推進

2 多様で柔軟な働き方の推進【重点】

(1) テレワークの推進

「Yamagata幸せデジタル化構想(仮称)」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやWeb会議の活用を推進

●在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるように意識啓発を推進
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を發揮できるように在宅勤務を推進
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施

●モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

- 職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるように、業務のデジタル化を推進

(2) Web会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、Web会議の活用を推進
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進

(3) 時差出勤の推進

- 時差出勤を活用できる環境整備に努めながら、職員の時差出勤を推進

3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり

(1) ハラスメント防止の取組みの推進

(2) 職員のこころの健康づくりの取組みの推進

- 「職員のこころの健康づくりの指針」に基づく職員のこころの健康づくりについて、所属によるチームケアの実施や外部専門家の活用など新たな視点を取り入れながら取組みを推進

(3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進

- 職員の健康で充実した生活の推進や心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める
- 育児休業取得支援制度等に関する更なる周知を図るなど、男性職員の育児関連休暇等の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進

(1) 事務事業見直し・改善

●事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減

- 部局長等のマネジメントの下、職員一人ひとりが常に業務の効率的な実施を心がけ、事務事業や業務フローの見直しを進めるなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAを活用することにより、効果的な業務の遂行、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進

●事務改善に係る取組みの推進

(2) 職員のアイデアを活用した業務の見直し

- 職員提案制度を活用した仕事の見直し等に係るアイデアについて、全庁展開を図り、業務の見直しに効果的に活用

(3) ICTを活用した業務の効率化の推進

- AIやRPAを活用した定型業務の自動化やペーパーレス化、社会インフラ等の点検作業におけるドローン等の活用等により、業務の効率化を推進
- 総務事務システム及び財務会計システムによる休暇、手当、旅費等の手続きの電子決裁を引き続き実施するとともに、公文書管理システムによる起案から移管・廃棄までの電子的な一括管理を推進
- 公共事業に関する情報をデジタル化し、業務（予算管理、設計、積算、入札・閲覧、発注、設計変更、支出）の効率化を図り、受発注者がクラウドを活用した測量・設計データ等の共有を推進

(4) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

(5) 会計年度任用職員の有効活用

- 効果的・効率的な組織体制の推進に向けて、適正な配置等を実施

山形県行財政改革 推進プラン2021(仮称)

骨子(案)

《 目 次 》

第1章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1 本県の行財政改革に係る基本認識	1
（1）県行財政を取り巻く現状と課題	1
（2）これまでの行財政改革の取組み・成果	4
（3）政府の動向	6
2 行財政改革推進プラン策定の趣旨	7
3 取組みの柱	7
（1）県民視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～	7
（2）リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～	7
（3）県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進 ～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と 多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～	7
4 推進期間	7
5 推進体制	7
6 プランの見直し	8

第2章 行財政改革の取組内容

第1 県民視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～	9
1 行政のデジタル化の推進	9
（1）行政手続等のオンライン化の推進	9
（2）事務手続きの簡素化	9
（3）データ活用の推進	9
（4）情報通信基盤整備の促進	10
2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握	11
（1）県民との対話の推進	11
（2）県民の声の把握と組織全体での共有	11
（3）意見公募（パブリック・コメント）の推進	11
（4）審議会等委員の幅広い選任	11
3 市町村との連携強化	12
（1）市町村の自立的な行政運営の確保への支援	12

(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現	12
4 多様な主体との連携強化	14
(1) 県民・NPO等との連携・協働	14
(2) 企業・大学等との連携・協働	14
(3) 近隣県等との広域連携の推進	14
(4) 民間活力の活用	14
5 県政運営の透明性・信頼性の確保	16
(1) 情報発信の充実・強化	16
(2) 情報公開等の推進	16
(3) 適正な事務執行体制の確保	17
(4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施	17
(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	18
6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化	19
(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働	19
(2) 危機対応力の強化	19

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～	21
1 歳入の確保	21
(1) 県税収入の確保	21
(2) 未収金対策の推進	21
(3) 受益者負担の適正化	21
(4) 多様な財源の確保	22
2 歳出の見直し	23
(1) 事務事業の見直し・改善	23
(2) 行政経費の節減・効率化	23
3 健全な財政運営	24
(1) 財政の中期展望の作成	24
(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少	24
(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進	24
4 柔軟で効率的な組織体制等の実現	25
(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備	25
(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築	25
(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し	25
(4) 行政需要に応じた適正な定員管理	26
(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理	26

5	県有財産の総合的な管理・運用	27
(1)	県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	27
(2)	県有財産の有効活用	27
(3)	県有財産の総量縮小	27
6	地方公営企業における健全な財政運営	28
(1)	企業局における経営基盤の強化	28
(2)	病院事業局における経営改善の推進	28
7	公社等の見直し	29
(1)	公社等の経営に係る不断の見直し	29

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

1	人材育成及び人材活用	30
(1)	責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成	30
(2)	専門人材の確保・育成	30
(3)	職員の能力を最大限に引き出す人材活用	30
(4)	女性職員の活躍推進	31
2	多様で柔軟な働き方の推進	32
(1)	テレワークの推進	32
(2)	Web会議の推進	32
(3)	時差出勤の推進	32
3	職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり	33
(1)	ハラスメント防止の取組みの推進	33
(2)	職員のこころの健康づくりの取組みの推進	33
(3)	年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進	33
4	仕事の見直し・業務の効率化の推進	34
(1)	事務事業の見直し・改善	34
(2)	職員のアイデアを活用した業務の見直し	34
(3)	ICTを活用した業務の効率化の推進	34
(4)	頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築 [再掲]	35
(5)	会計年度任用職員の有効活用	35

第1章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1 本県の行財政改革に係る基本認識

(1) 県行財政を取り巻く現状と課題

① 社会経済環境の変化

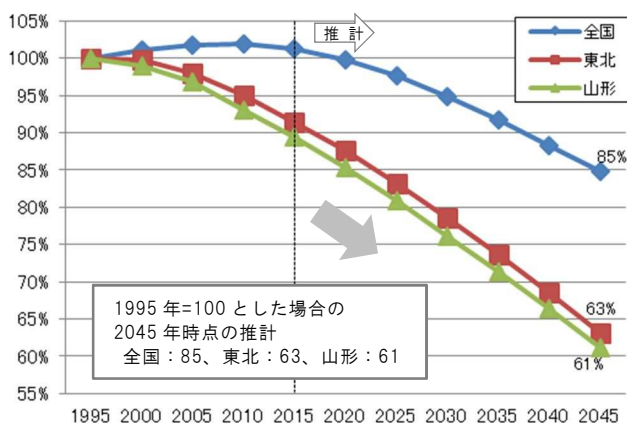
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク)

- 新型コロナウイルス感染症は、今なお世界各地で猛威を振るっており、日本においては、8月以降、減少に転じているものの、大都市圏では現在も多く感染者が確認されている。また、県内でも新たな感染者が散発的に確認されている。
- 今回の感染症拡大では、以下に示すような課題やリスク、新たな動きなどが浮き彫りとなっている。
 - ・ 行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れ
 - ・ 経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることへのリスク
 - ・ テレワークや遠隔診療・遠隔教育などリモートサービスの活用・定着の進行
 - ・ 新技術を活用できるデジタル専門人材等の不足

(少子高齢化に伴う人口減少の加速化)

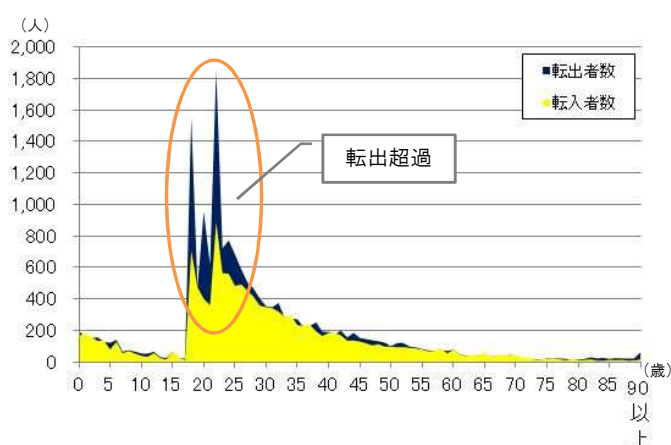
- 本県の人口減少は、全国や東北地方全体よりも早期かつ急激に進行している。
- 少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、若年層の流出等により、様々な分野で本県の将来に深刻な影響が懸念される。
- 本県の三世帯同居率は、この40年で半減した一方で、単独世帯の増加は続いている。こうした家族構造の変化は、介護や育児などの様々なニーズの顕在化や対応の外部化につながる可能性がある。

全国・東北・山形県の人口増減率



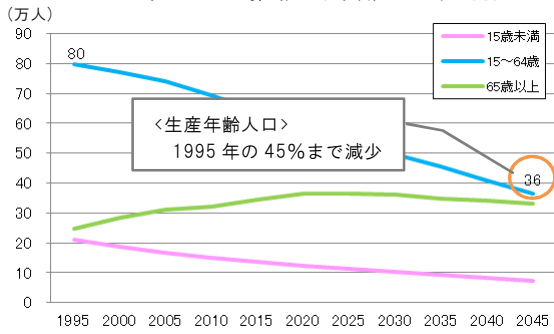
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

山形県の年齢別転出者・転入者数 (R1)



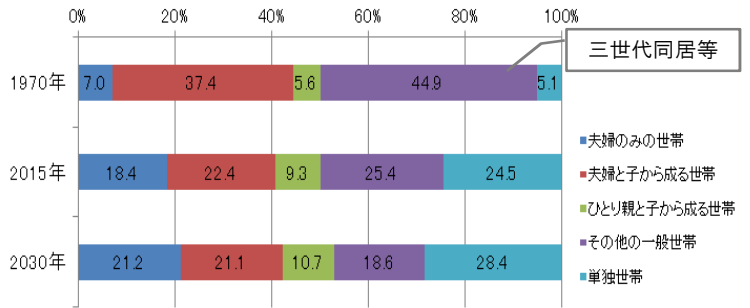
(資料) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

山形県の人口推移（年齢3区分別）



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

山形県の家族類型別世帯割合の推移

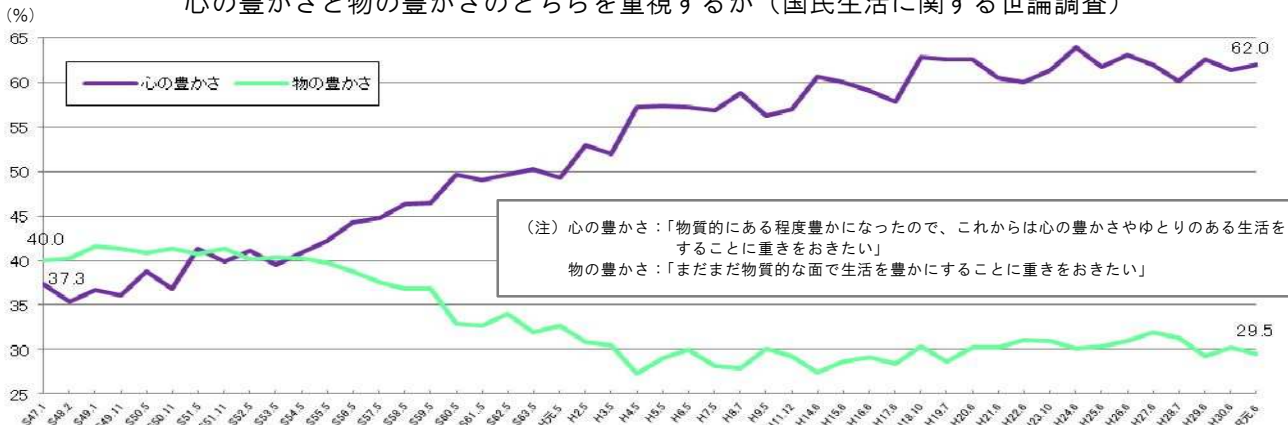


（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

（価値観・暮らし方の多様化）

- 「働き方改革」が提唱され、労働時間の短縮とそのための労働生産性向上の議論が活発化している。また、高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、副業・兼業など、多様な働き方を前提とした就労環境へと変化している。
- 「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりのある生活」を重視する傾向が見受けられる。また、首都圏等の都市住民における「田園回帰志向」の高まりや消費行動に関して「モノ消費」から「コト消費」への流れなど、多様な豊かさに対する関心の高まりが見られる。

心の豊かさや物の豊かさのどちらを重視するか（国民生活に関する世論調査）



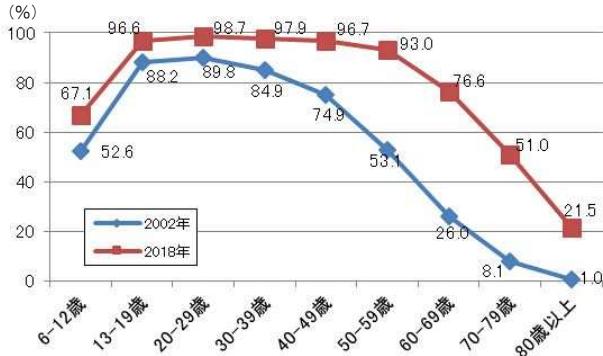
（資料）内閣府「国民生活に関する世論調査」

（グローバル化や技術革新の進展）

- 自由貿易協定や経済連携協定など経済のグローバル化の動きが進展する一方、自国の経済利益を優先する動きが顕在化している。こうした国際環境の複雑化は、本県の産業経済にも様々な影響を与える可能性がある。

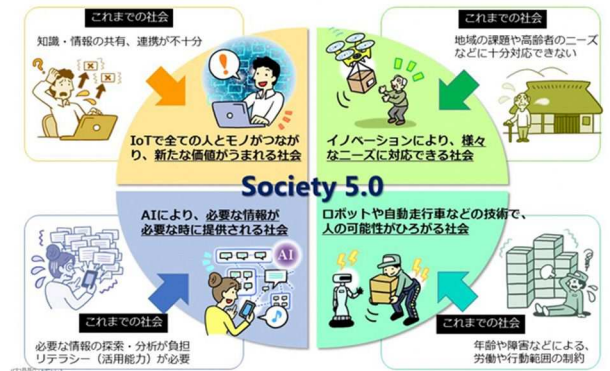
- 世界では、「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IoT、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで進展している。また、「Society5.0」の実現に向けた動きが加速化している。

インターネット利用率の向上（全国・年代別）



（資料）総務省「令和元年情報通信白書」

Society 5.0



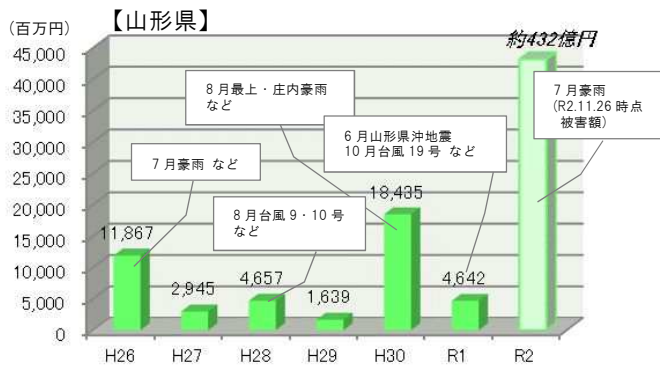
（資料）内閣府

（災害の頻発・激甚化）

- 近年、我が国は気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。また、南海トラフ地震や首都直下地震も今後発生することが危惧されている。

本県でも、平成30年8月の最上・庄内地域を中心とする豪雨、令和元年6月の山形県沖を震源とする地震、令和元年10月の台風第19号、令和2年7月豪雨など大きな被害をもたらす災害の発生が相次いでいる。

近年の自然災害による被害総額



（資料）H26～H30 被害総額：消防庁「消防白書」
R1,2 山形県の被害総額：防災くらし安心部調べ
※R2 山形県の被害額は7月豪雨に関するもののみ計上(R2.11.26時点)



※各年1月1日～12月31日までの間に発生した自然災害による被害総額
※自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象をいう(消防白書より)。

② 引き続き厳しい経済状況

- 社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も多額の財源不足が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定されることである。

山形県の財政収支の見通し（財源確保対策前）

		（単位：億円）				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入	県 税	1,107	1,131	1,139	1,159	1,177
	地方交付税	1,976	1,999	1,993	1,960	1,919
	国庫支出金	721	681	682	677	674
	県 債	688	605	592	614	582
	その他	1,526	1,515	1,523	1,532	1,548
	計 (A)	6,016	5,931	5,929	5,942	5,900
出	人件費	1,547	1,539	1,517	1,487	1,475
	社会保障関係経費	671	683	696	710	724
	公 債 費	890	901	915	933	949
	一般行政費	2,072	2,075	2,091	2,099	2,109
	投資的経費	954	883	870	889	855
	公共事業費	474	397	403	396	385
	単独事業費	269	284	264	288	263
	国直轄事業負担金	132	123	124	125	126
	その他	79	79	79	80	81
	計 (B)	6,134	6,081	6,080	6,118	6,112
財源不足額 (C=A-B)		△118	△150	△160	△176	△212
調整基金残高 - 財政赤字		105	△45	△205	△381	△593

注1：「地方交付税」には地方交付税、地方特種交付金を含む。
注2：「一般行政費」には編出費、手数料を含む。
注3：令和2年度の数字は財源確保対策を講じた後の各科目別の数である。

（資料）「山形県財政の中期展望（R2.2月）」

令和3年度以降も毎年度、多額の財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、令和3年度には調整基金が枯渇してしまう。

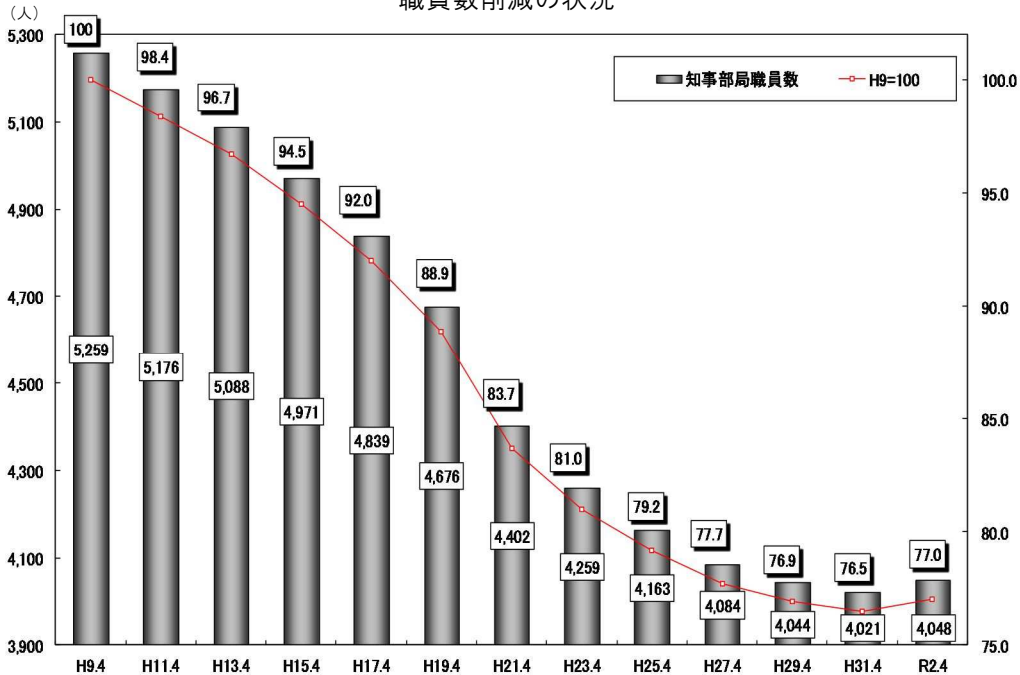
（2）これまでの行財政改革の取組み・成果

本県では、平成7年12月策定の「山形県行財政改革大綱」以来、8次にわたって大綱・プランを策定し、様々な行財政改革の取組みを推進してきたところであり、一定の成果をあげてきた。

- 知事部局一般会計の職員数について、「山形県行財政改革大綱」等により職員数削減の取組みを始めた平成9年度から令和2年4月までの間に23%、1,211人の削減を行うなど、簡素で効率的な体制づくりを進めてきた。

また、職員給（知事部局一般会計）については、職員数削減に加え、各種手当等の見直しなどにより、ピークの平成13年度と比較して、令和2年度（当初予算）で18.6%、63億円を削減した。

職員数削減の状況

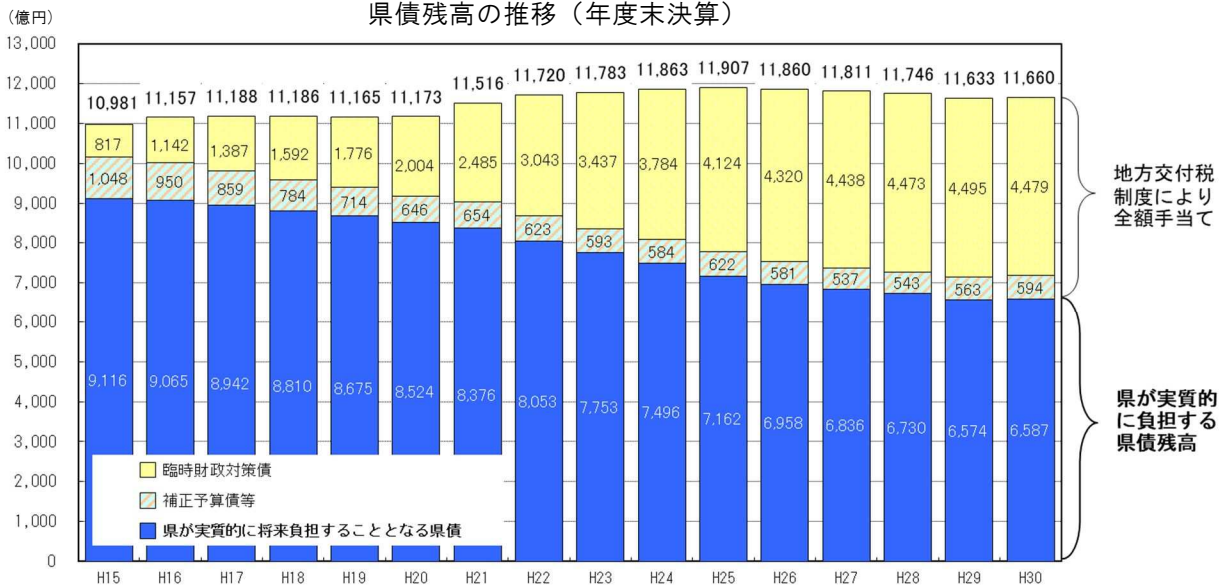


H9→R2 : ▲1,211 人 [▲23%]

※R2 職員数(4,048 人)には、R2 組織機構改正による教育委員会からの移管分(+27 人)を含む

- 県債残高については、臨時財政対策債及び補正予算債等を除く、県が実質的に負担する残高は、平成15年度をピークに削減を図り、令和元年度（決算）では、平成15年度比で2,466億円削減するなど、持続可能な財政基盤の確立に取り組んできた。

県債残高の推移（年度末決算）



県債残高（実質負担分）は、H15 をピークに着実に減少

H15→H30 : ▲2,529 億円

※臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債

※補正予算債等とは、政府の経済対策に伴う追加公共事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る公共事業の地方負担額に充当する県債

直近の4年間（前プラン）では、

- 事務事業の見直し・改善により110.8億円（一般財源ベース）を削減するなど、歳出の見直しを図るとともに、歳入面では、県有財産の売却・有効活用により11億円の歳入の増加を図るなど多様な財源の確保に努めた。また、「山形県 県・市町村連携推進方針」（平成30年3月）や「山形県戦略的広報基本指針」（平成30年3月）を策定したほか、県政課題に適切に対応するための組織機構の改正やワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みの実施など不断の見直しに取り組んできた。

（3）政府の動向

政府の方針や会議における答申などにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れへの対応が急務となっているほか、住民の利便性の向上、事務の効率化、柔軟な働き方の推進などの課題への対応として、行政の「デジタル化・オンライン化の推進」が必要とされている。

また、政府においては、デジタル庁創設の準備のほか、デジタル化・オンライン化を見据えた、「書面・押印・対面規制」の見直しが急速に進められている。

2 行財政改革推進プラン策定の趣旨

本県を取り巻く社会経済環境や厳しい財政状況等の下で、行政課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、これまで積み重ねた改革の成果を踏まえるとともに、限りある行財政資源の選択と集中による有効活用に向けて、行財政運営の全分野において不断の見直しを計画的に行っていく必要があることから、本プランを策定する。

本プランに基づき、行財政改革の取組みを全庁的に推進することにより、第4次山形県総合発展計画による県づくりを効果的かつ着実に展開していくための土台となる県庁づくりを進める。

3 取組みの柱

(1) 県民視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

(2) リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

(3) 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

4 推進期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

5 推進体制

知事を本部長とする「山形県行財政改革推進本部」を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織を挙げて着実に推進する。

取組みの推進にあたっては、県民の声や県議会の意見を聴くとともに、第三者で構成する

「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から評価と助言を得ながら推進する。

6 プランの見直し

推進期間中における社会経済環境等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、本プランの見直しを行う。

◎「持続可能な開発目標（SDGs）」実現への貢献

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標です。17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

本県としても、国際社会の一員として、世界共通の目標となるSDGsの理解を深めるとともに、本プランの取組みを推進することにより、SDGsの実現に貢献していきます。



※ 今後、各柱の大項目ごとに、SDGsとの対応関係を明記

第2章 行財政改革の取組内容

第1 県民視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

1 行政のデジタル化の推進

インターネットを通じて手続きが可能な行政サービス等の拡大や事務手続きの簡素化により県民の利便性の向上を図るとともに、地域課題の解決に向け行政が保有するデータの県民・企業等による活用を積極的に推進する。

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

「Yamagata 幸せデジタル化構想（仮称）」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進。

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月改定）等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進。
- 感染症の拡大により学校が臨時休業となった場合などに、必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、ICT機器の導入・拡大などの環境整備を推進。
- 感染症の拡大等により対面での診療が困難となった場合に必要な医療を提供できるよう、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境の整備を推進。
- 公共事業のデジタル化（受注者が利用できるASP（クラウドで活用できるアプリ）の活用）を推進。

(2) 事務手続きの簡素化

県に対する申請手続等の行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略、Q&A・チェックリストの作成、処理期間の短縮等、事務手続きの簡素化を推進。

(3) データ活用の推進

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

(4) 情報通信基盤整備の促進

- 条件不利地域等における携帯電話の不感区域の解消や県民をはじめ多くの人々が訪れる施設におけるWi-Fi導入拡大の推進など、県民のICT利活用の基盤となる情報通信ネットワークの整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境を確保。

2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握

県政に対する県民の幅広い意見やニーズを充分把握し、適切に政策・施策を推進するため、常に現場に出向き、県民の声を聴きながら、政策・施策を展開していく。

(1) 県民との対話の推進

「知事と若者の地域創生ミーティング」や「知事のほのぼの訪問」、「知恵袋委員会」など、県民各層（地域住民、若者、高齢者、各種団体・グループ等）と知事等との直接対話を推進。

(2) 県民の声の把握と組織全体での共有

- 県民からの意見等について、県庁（県民相談窓口）、各総合支庁（総合案内窓口）、県政直行便、県ホームページ等を通じて幅広く受け付けるとともに、対応状況について県ホームページで公表のうえ、組織全体で情報を共有。
- 「県政アンケート調査」等を通じて、県民意識やニーズを的確に把握し、県の施策に反映。

(3) 意見公募（パブリック・コメント）の推進

「パブリック・コメント手続に関する指針」（平成23年1月改定）に基づき、県民が積極的に利用できるよう、県ホームページでの実施予告、報道機関への資料提供、意見募集期間の確保等、適正な運用を推進。

(4) 審議会等委員の幅広い選任

「審議会等の設置・運営に関する指針」（平成23年12月改定）や「山形県男女共同参画計画」（令和3年〇月策定）、「山形県子ども・若者ビジョン」（令和2年3月策定）等に基づき、重複及び長期就任の見直しや女性、若者及び公募委員の積極的な起用を推進。

3 市町村との連携強化

市町村の自立的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの「地域創生」を実現し、ひいては県全体で「やまがた創生」を実現するため、「県・市町村連携推進方針」（平成30年3月策定）に基づき、地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠も越えて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携を強化する。

（1）市町村の自立的な行政運営の確保への支援

① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート

- 市町村における自立的な行政運営基盤の確立に向け、県による「補完機能」や「支援機能」の発揮により、必要なサポート（人材育成支援、専門的・技術的な業務に関する助言・支援、行財政運営に関する助言等）を推進。
- 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支援。

② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大

市町村間又は県と市町村間の事務の共同実施や市町村間の連携事業等の調整・支援を行い、市町村における業務の効率化や事業効果の拡大を推進。

③ 広域連携の推進

- 連携中枢都市圏や定住自立圏等の枠組みのもとでの広域的な課題に係る市町村連携事業創出に向けた支援の実施。
- 市町村における情報システムの共同利用（自治体クラウド）を促進。

④ 事務・権限移譲の推進

「山形県事務・権限移譲推進プログラム」（令和3年〇月改定）に基づき、県から市町村への事務・権限移譲を推進。

⑤ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

「市町村総合交付金制度」について、弾力的な運用が図られるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直し等を検討。

（2）「地域創生」、「やまがた創生」の実現

① 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用

企画段階から県と市町村が連携する形で、それぞれの人材やノウハウ及び地域の多様な資源を効果的・総合的に活用し、地域の力を結集した取組みを積極的に推進。

② 市町村の施策や事業構築のコーディネート

市町村に求められる施策や事業を、市町村自らが主体的かつ効果的に構築できるよう、

市町村間の連携や市町村と専門機関・専門家との間の連絡調整等のコーディネートを実施。

③ 先導的な取組みの創出・展開

他地域や全県のモデルとなるような地域の先導的な取組みを、県と市町村が互いに知恵を絞りながら、創出・展開。

4 多様な主体との連携強化

県民、NPO、企業、大学等の持つ専門的知識やネットワーク等を活かして、多様化・高度化する行政需要に対応し、質の高い県民サービスを提供していくため、多様な主体との連携・協働を積極的に推進する。

(1) 県民・NPO等との連携・協働

① 県民・NPO等との連携・協働の推進

社会全体にとって効率的・効果的な行政サービスにつながるよう、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、県とNPO等との協働事業や「やまがた社会貢献基金」を活用した助成事業を通して、県民・NPO等との連携・協働を推進。

② NPO等の活動基盤の充実・強化

NPOが自立的に活動できるよう、「やまがた社会貢献基金」等を活用した支援や認定NPO法人の取得に向けた支援を促進するとともに、中間支援組織等と連携し、NPOの活動基盤の充実・強化を支援。

(2) 企業・大学等との連携・協働

① 企業等との連携・協働の推進

県民サービスの向上と地域活性化を図るため、「民間企業との連携推進会議」（平成30年9月設置）による全庁的な検討を踏まえ、企業等との包括連携協定の締結による相互連携や、企業等からの新たな連携・協働事業の提案、県事業への企業等の積極的な参画・協賛を通して、民間のノウハウを取り入れた連携・協働の取組みをより一層推進。

② 大学等との連携・協働の推進

大学等との協定締結による研究開発や人材育成、人材確保等の取組みを推進。

(3) 近隣県等との広域連携の推進

近隣県等の間で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化。

(4) 民間活力の活用

① 民間移譲

公の施設について、引き続き県が保有する必要性を常に検証するとともに、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討。

② 民間委託

○ 「民間等委託推進方針」（平成17年7月策定）に基づき、県民サービスの質の向上、

効率的・効果的な行政運営の確立、地域の活性化、雇用の創出を図るため、協働の視点に立った民間委託を引き続き推進。

- 既に民間委託を行っている業務については、一層の効率化や効果を高めるための点検・見直しを実施。

③ 指定管理者制度

- 直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討。
- 指定管理者制度導入施設について、導入効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリング（管理運営状況の分析・検証）を徹底し、県民サービスの一層の向上を推進。

④ 地方独立行政法人制度

地方独立行政法人について、設立の目的に沿って、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、目標による管理と評価を適切に実施。

⑤ 公民連携（PPP）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI）

- PPP及びPFIの手法の導入について、公共施設整備等の際に、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」（平成29年3月策定）に基づき検討。
- 東北ブロックプラットフォーム等を通じて、PPP及びPFIの手法の普及等を推進するとともに、県プラットフォームの形成について、先進事例の研究等を参考としながら検討。

5 県政運営の透明性・信頼性の確保

「山形県戦略的広報基本指針」（令和3年〇月改定）に基づき、本県の課題や取組みなどについて、様々な媒体を活用して県民に分かりやすく情報提供するなど、県民等との情報共有を推進するとともに、情報の発信に当たっては、ターゲットを明確化し、それぞれに適した情報発信媒体・手段を選択するなど、戦略的な広報を推進していく。

また、行政情報等の迅速かつ適切な公開・公表を推進することにより説明責任を果たし、県行政の透明性を確保するとともに、内部統制制度の運用を通じて、確実に適正な事務執行を確保するなど、県民の期待に応える信頼性の高い県政運営を推進する。

（１）情報発信の充実・強化

① 県民等の理解と信頼を得る広報の推進

多様な利害関係者の県政への信頼と理解が深まり、参画と協働が促進されるよう、利害関係者との双方向のコミュニケーションの確立に努め、“必要な情報を必要な方”へ確実に届けることを目指して、広報の質と量を向上。

② 「外」の「活力」を呼び込む広報の推進

- 国内外から人、モノ、事業等を呼び込むために実施する事業や施策の効果を高めるため、広報の対象とする市場において、それぞれに適した広報媒体・手段を効果的に活用して積極的に情報発信。
- 広く「山形」を認知してもらうため、山形の多様な魅力や個性、強み等を、国内外に発信し、本県の認知度やイメージを向上・確立。

③ 危機管理に係る広報の推進

大規模災害、テロ攻撃、重大事故・事件等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際し、県民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供。平時においても、有事に備えた予防・減災対策推進のための情報提供を実施。

④ 戦略的広報におけるPDCAサイクルの確立

全庁的な戦略的広報の展開を図るうえで、常にPDCAサイクルを意識し、広報の効果測定・評価分析の視点を採り入れるとともに、外部専門家の知見の活用や民間広報実践者等との連携により、見直し改善を進め、広報の実践力を強化。

（２）情報公開等の推進

① 情報公開の推進

- 「山形県情報公開条例」に基づき、県が保有する公文書を請求に応じて適正に開示するとともに、行政情報センター及び各総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適正に実施。

- 審議会等（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関、協議会や懇話会等）の会議については、原則として公開するとともに、審議会等の会議の概要など県政に関する情報については、県ホームページ等で公表。

② データ活用の推進〔再掲〕

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

（３）適正な事務執行体制の確保

① 内部統制制度の着実な運用

重大な不祥事等の原因となるリスク（適正な事務の阻害要因）の発現を未然に防止し、県庁全体の公務能率を高め、適正な事務を滞りなく執行する組織体制を構築するなど、内部統制制度を着実に運用。

② 公文書等の適正な管理等

公文書等は、県民共有の知的資源であり、県民が主体的に利用しうるものであるとの認識の下、「山形県公文書等の管理に関する条例」に基づき、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を推進。

③ 情報資産の適切な管理

「山形県情報セキュリティポリシー」（令和2年4月改定）に基づき、県が保有するパソコンや電磁的記録媒体、情報システム及びこれらで取り扱う情報等の情報資産を適正に管理するとともに、サイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進。

④ 個人情報保護制度の適正な運用

個人情報の取扱いに関する実務研修会や全庁的な総点検等を通じて、「山形県個人情報保護条例」に基づく適正な運用を推進。

⑤ 公務員倫理の徹底

- 職員の法令遵守や職務専念義務の意識を徹底（山形県職員服務規程）。
- 職員の倫理保持を徹底（山形県職員倫理規程）。

（４）県政推進に向けたPDCAサイクルの実施

- 総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁的な取組みを効果的かつ効率的に推進するPDCAサイクルを実施。
- 施策レベル、事務事業レベルにおいて、各部局長等のマネジメントによる内部評価及び有識者による外部評価・検証を行い、次期施策や事業に反映。
- 総合発展計画実施計画の取組状況や成果、目標達成度等については、県のホームページで公表するとともに、主要な施策の成果については議会に報告。

(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

本県の実情に即した施策を主体的・自立的に行えるよう「提案募集方式」や「手挙げ方式（選択的な移譲）」を活用し、国からの事務・権限の移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し等）を推進。

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化

大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、「山形県防災基本条例」、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和3年〇月改定）等に基づき、多様な主体と連携した事前防災や減災等の取組みを推進するとともに、県における危機対応力の強化を図る。

（１）事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

① 市町村との連携・協働の推進

- 地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等の取組みを推進。
- 市町村と連携した各種防災訓練を実施するとともに、県と市町村による防災に関する合同研修を開催。
- 「自らの命は自らが守る」意識の向上・徹底に向けて、地域や学校等において、地域の災害リスクや適切な避難行動を学ぶ防災教育の取組みを推進。

② NPO・企業等との連携・協働の推進

- 「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」の活動により、災害に備え、平時からボランティアやNPO間の横断的なネットワークの形成に向けた取組みを行うとともに、大規模災害時には「山形県災害ボランティア支援本部」を設置・運営し、「市町村災害ボランティアセンター」の円滑な設置・運営を支援。
- 大規模災害時の物資調達や役務の提供等に係る企業等との応援協定について、実施体制の整備及び訓練の実施等により実行性を確保するとともに、新たな協定の締結を検討。
- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化。

③ 広域連携の推進

他県等との相互応援協定や「山形県災害時広域受援マニュアル」（平成29年3月策定）等について、定期的な情報交換や訓練等、実効性確保に向けた取組み及び見直しを推進。

（２）危機対応力の強化

① 県の業務継続計画（BCP）に基づく研修・訓練等の実施

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態発生時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づき、平時から必要な準備を実施。
- 計画の内容について、研修や訓練の実施等により職員へ周知を図るとともに、必要に

応じて、適時適切な見直し等を行うなど、実効性を確保。

② 職員の危機管理能力の向上

- 研修や訓練等を通じて、職員の危機管理に関する意識や対応力を強化。
- 「危機管理確認週間」を設定し、各所管業務のマニュアルを定期的に点検するとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施。

③ 災害等における効果的な情報発信

- 県が開設する防災関係のホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」、「山形県土砂災害警戒システム」等において、防災情報を適時適切に発信。
- 防災行政無線やラジオの緊急放送、データ放送、緊急速報メール等、県民に対する情報伝達手段の多様化を推進。

④ ICTを活用した災害への対応・対策

- ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進。
- GPSによる道路除雪事務の効率化を引き続き図るほか、GPSを活用して除雪機器の現在位置の常時把握による緊急時の早期対応の実施に向けて検討するなど、ICTを活用した雪害対策の充実を推進。

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

1 歳入の確保

県税収入の確保をはじめ、ふるさと納税制度の活用や県有財産の売却・有効活用、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用など、歳入の確保に努める。

(1) 県税収入の確保

① 市町村との連携強化

- 「山形県地方税徴収対策本部」や各総合支庁税務課単位の地域協議会による県・市町村職員向け研修会や市町村への助言等を実施。
- 各地域協議会において、個人住民税に係る滞納事案の解決手法を検討する「滞納事案検討会」を開催し、共同催告や共同徴収等、県と市町村が連携した滞納整理を実施。

② 滞納整理の強化及び納税環境の整備

- 自動車のタイヤロックをはじめとした財産の差押えや、差押財産のインターネット公売等を実施。
- 新たに、スマートフォン用アプリを活用した納付方法の導入を検討するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進。
- 口座振替（自動車税種別割、個人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税種別割）の利用を推進。

(2) 未収金対策の推進

未収金発生 of 未然防止と効果的な収納を推進するため、「山形県未収金対策本部」を中心に、担当職員向け研修会の開催や弁護士への相談、回収困難な債権回収の民間委託等を実施。

(3) 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを実施。

(4) 多様な財源の確保

- ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、「やまがた社会貢献基金」の寄付を促進。
- 県の広報媒体等への企業広告の掲載を推進。
- 自動販売機設置場所貸付やネーミングライツ等、県有財産の有効活用を推進。
- 外部資金を積極的に活用。
- 基金、特別会計資金を有効活用。

2 歳出の見直し

持続可能な行財政運営を進めるため、職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織を挙げて、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減等、歳出の見直しを徹底する。

(1) 事務事業の見直し・改善

- 部局長等のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自ら問題意識を持って事務事業の見直しや改善の提案を行い、当該提案を部局内で検討・協議したうえで、予算編成に反映。
- 特に、事業開始から一定期間が経過した事業等については、成果指標に基づく効果の測定及び評価を行い、重点的に見直し。
- 見直しによって得られた財源等については、県づくりの重要施策に振り向けるなど、引き続き事業と財源等の「選択と集中」を推進。
- 主な見直し・改善の成果等については、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の評価を受けるとともに、県ホームページで公表。

(2) 行政経費の節減・効率化

「山形県環境保全率先実行計画（第5期）」（令和3年〇月策定）に基づき、省エネルギーや節電、ペーパーレス等の取組み（行政経費の節減）を推進。

3 健全な財政運営

持続可能な財政基盤の確立に向け、中長期的に将来負担を減少させるとともに、税収などの自主財源の確保を図っていくことを基本とした財政運営を行う。

(1) 財政の中期展望の作成

毎年度の当初予算案決定時に、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表。

(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少

- 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債と補正予算債等を除いた県債残高の減少を推進。
- 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を政府に強く要望。

(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた事業の選択と集中をより一層推進。

4 柔軟で効率的な組織体制等の実現

限られた行財政資源の下で、新たな行政課題や地域課題、多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、頻発する大規模災害等へ機動的に対処できる応援体制等の構築に向け、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を図っていく。

(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備

- 「第4次山形県総合発展計画」に基づく県づくりの実現をはじめ、直面する多くの県政課題及び県民ニーズ等に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備するとともに、複数部局に跨る横断的課題に総合的かつ柔軟に対応できるよう庁内連携を引き続き推進。
- 総合支庁については、市町村支援への重点化や本庁との適切な役割分担の観点から、平成28年度より組織体制の見直しを図ったが、見直し・改善による成果検証を行うとともに、地域を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な組織体制等を検討・整備。
- 出先機関について、社会経済環境の変化等を踏まえ、業務の必要性や集約化、民間ノウハウの活用、市町村との連携等の観点から各種の検証を行いながら、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な見直しを実施。
- 公の施設について、引き続き県が保有する必要があるか否かを常に検証するとともに、県民サービスの向上と、より効率的・効果的な運営を図る観点等から、指定管理者制度の適切な運用及び導入を推進する一方、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討。
- 現業業務について、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しつつ、業務及びその執行体制のあり方を検討。

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

- 当初予算編成とあわせた事務事業の見直し・改善により、事務事業の再構築と組織・体制の見直しを一体的に検討。
- 県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し（廃止・統合等）を推進。

(4) 行政需要に応じた適正な定員管理

- 持続可能な行財政基盤の確立のため、今後の人口減少の急速な進行も踏まえ、これまでの行財政改革の取組みを後退させることなく、引き続き無駄のない簡素で効率的な組織機構、人員体制の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応に的確に対処していくとともに、新しいやまがたの創造に向けた施策を効果的に展開していく必要がある。

以上のことを踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

- なお、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する教育、治安などの分野の現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理を実施。
 - ・ 教育委員会については、児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「山形県教育振興計画」の推進等を踏まえた対応。
 - ・ 警察本部については、警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保。

(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理

職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら、適正な制度運用を実施。

5 県有財産の総合的な管理・運用

「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成29年12月改訂）に基づき、本県が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に立ち、計画的な予防保全による長寿命化や、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、県有財産の総合的な利活用を推進する。

（１）県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- 今後も利活用を行う施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、トータルコストを縮減するとともに、財政負担を平準化。
- 各施設の維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえて策定された個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進。
- 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を検討。

（２）県有財産の有効活用

未利用施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の拡大など、県有財産の有効活用により収入を確保。

（３）県有財産の総量縮小

- 未利用地の積極的な売却を進めるとともに、施設（一般財産）の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等により、県有財産の総量を縮小し、歳入確保及び施設の維持管理等に要する経費を削減。
- インフラ資産及び公営企業資産については、施設種別ごとの特性や経営的な視点を踏まえ、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、予防保全型の管理により、機能を維持・向上。

6 地方公営企業における健全な財政運営

地方公営企業について、中期的な経営計画をもとに、健全な財政運営に向けた取組みを推進する。

(1) 企業局における経営基盤の強化

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、各事業の対応方針を明確にした「山形県企業局経営戦略」（平成30年3月策定）に基づき、経営基盤の強化を推進。
- 定員管理については、持続可能な経営を基本に、安全で安定したサービスの提供、企業局と市町村等の連携強化及び再生可能エネルギーを利用した発電の拡大等の課題を踏まえて、適正に対応。

(2) 病院事業局における経営改善の推進

- 「山形県病院事業資金不足等解消計画」（平成30年9月策定）等に基づき、経営基盤の強化を推進。
- 定員管理については、地域の医療需要への対応と効率的な事業経営を踏まえて、適正に対応。

7 公社等の見直し

県が公社等の事業を通じて行政目的を効率的かつ効果的に果たすとともに、公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立に向けて適切な取組みを図るための「公社等に関する指導指針」（平成28年3月改定）及び平成28年度から平成29年度にかけて実施した公社等の総点検で整理された方向性に沿って、運営管理の適正化を推進する。

（1）公社等の経営に係る不断の見直し

- 「公社等に関する指導指針」及び公社等の総点検で整理された方向性を踏まえ、公社等ごとの経営状況等について、事業の意義、経営健全性（財務・経営状況、県の関与状況等）及び費用対効果等の観点から、それぞれ継続的かつ定期的に把握・検証し、必要な見直しを実施。
- 「公社等に関する指導指針」に基づき、公社等ごとに、毎年度「公社等見直し計画」を作成し、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から助言や意見を得たうえで、県ホームページで公表し、公社等の経営状況等の透明性を図るとともに、運営管理の適正化を推進。

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

1 人材育成及び人材活用

今後の山形県の発展に向けて、責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に引き出す人材活用を推進する。

(1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成

- 職員に必要な3つの基本的な姿勢（県民視点・対話重視・現場主義）の向上を図るため、「自己研修」「職場研修（OJT）」「職員育成センター・部局研修（OFF-JT）」を研修の3本柱として一体的に推進。
- 「山形県職員育成基本方針」（令和3年〇月改定）に基づき、職位毎に必要なとされる能力（職務遂行能力及び組織マネジメント能力）の開発・向上のための研修等、多様な人材育成方策を実施。

(2) 専門人材の確保・育成

- 年々高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）。
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）。
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）。

(3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

- 人事評価制度の実施を通して、職員の意欲と能力の向上を図るとともに、職員の能力や実績を活かした人材活用を推進。
- 「山形県障がい者である職員の活躍推進計画」（令和2年4月策定）に基づき、障がい者雇用及び障がいを有する職員の働きやすい環境整備を推進。

(4) 女性職員の活躍推進

- 「山形県庁版 女性職員ロールモデル集」の作成や研修等を通じて、女性職員がキャリアビジョンを持つための意識啓発を推進。
- 職位に応じた能力開発を図り、個々の女性職員の能力・意欲やキャリアを踏まえ、多様な施策部門や管理職への積極的な登用を推進。

2 多様で柔軟な働き方の推進

テレワーク等の推進を通して、職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備に一層取り組むことにより、全ての職員が能力を最大限に発揮できる多様で柔軟な働き方を推進する。

(1) テレワークの推進

「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想（仮称）」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやW e b会議の活用を推進。

① 在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるよう職員の意識啓発を推進。
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できるよう在宅勤務を推進。
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施。

② モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるよう、業務のデジタル化を推進。

(2) W e b会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、W e b会議の活用を推進。
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進。

(3) 時差出勤の推進

時差出勤を活用できる環境整備に努めながら、職員の時差出勤を推進。

3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり

誰もが生き生きと働けるよう、ハラスメント防止やこころの健康づくりの取組みの推進、休暇等の取得の促進を図ることで、職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくりを推進する。

(1) ハラスメント防止の取組みの推進

「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」（令和2年6月改定）等に基づき、意識啓発や利用しやすい相談体制等のハラスメント防止等の取組みを推進。

(2) 職員のかころの健康づくりの取組みの推進

「職員のかころの健康づくりの指針」（平成28年4月改定）に基づく職員のかころの健康づくりについて、所属によるチームケアの実施や外部専門家の活用など新たな視点を取り入れながら、引き続き取組みを推進。

(3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進

- 職員の健康で充実した生活の推進や心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める。
- 育児休業取得支援制度等に関する更なる周知を図るなど、男性職員の育児関連休暇等の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める。

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進

部局長によるマネジメントの下、職員一人ひとりが意識して、事務の不断の見直しの取り組みを進めるなど、仕事の見直しを図るとともに、AIやRPAなどのICTを活用した業務の効率化を推進する。

(1) 事務事業の見直し・改善

① 事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減

部局長等のマネジメントの下、職員一人ひとりが常に業務の効率的な実施を心がけ、事務事業や業務フローの見直しを進めるなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAを活用することにより、効果的な業務の遂行、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進。

② 事務改善に係る取り組みの推進

- 部局長等による業務マネジメントの優良取組事例や事務改善に係る先進的な取組事例の共有を図ることで、全庁的な事務改善の取り組みを推進。
- 部局長等によるマネジメントの下、勤務時間内に仕事が終了するよう、仕事のやり方の見直し、業務の進捗管理を徹底するなど、職員の自主的・主体的な事務作業の見直しを推進。
- 人事異動の際の引継書の充実や定型業務のマニュアル化等により、業務の省力化や継続性・安定性を確保。
- 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を検討。〔再掲〕

(2) 職員のアイデアを活用した業務の見直し

職員提案制度を活用した仕事の見直し等に係るアイデアについて、全庁展開を図り、業務の見直しに効果的に活用。

(3) ICTを活用した業務の効率化の推進

- AIやRPAの活用等による定型業務の自動化やペーパーレス化、県立学校における統合型校務支援システムの導入、社会インフラ等の点検作業におけるドローン等の活用等により、業務の効率化を推進。
- 総務事務システム及び財務会計システムによる休暇、手当、旅費等の手続きの電子決裁を引き続き実施するとともに、公文書管理システムによる起案から移管・廃棄までの電子的な一括管理を推進。
- 行政手続のオンライン化や事務手続の簡素化に係る取り組みによる業務の効率化と合わせ、一層の電子決裁の推進を検討。
- 公共事業に関する情報をデジタル化し、業務（予算管理、設計、積算、入札・閲覧、発注、設計変更、支出）の効率化を図り、受発注者がクラウドを活用した測量・設計デ

一タ等の共有を推進。

- 各種計画の策定や施策の立案・検証等をより効果的・効率的に行うため、地域経済分析システム（RESAS）等のビッグデータの活用を推進。

（４）頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

【再掲】

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

（５）会計年度任用職員の有効活用

効果的・効率的な組織体制の推進に向けて、会計年度任用職員の適正な配置等を実施。